

燕市地域防災計画

原子力災害対策編



令和5年度修正

燕市防災会議

原子力災害対策編

目 次

第1章 総 則

第1節	計画の目的	1
第2節	計画の性格	1
第3節	災害対策を実施すべき地域の範囲	1
第4節	計画の基礎とすべき災害想定	3
第5節	原子力発電所等の状態に基づく緊急事態区分	4
第6節	関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱	5
第7節	用語の解説	10

第2章 災害事前対策

第1節	原子力発電所における予防措置等の責務	12
第2節	原子力事業者の防災業務計画に関する意見	12
第3節	報告の徴収、現地確認	12
第4節	原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携	12
第5節	災害応急体制整備計画	13
第6節	情報の収集・連絡体制等整備計画	14
第7節	原子力災害に関する知識の普及啓発計画	16
第8節	防災業務関係者等研修計画	17
第9節	原子力防災訓練等の実施	18
第10節	緊急時モニタリング体制整備計画	19
第11節	原子力災害医療体制整備計画	19
第12節	屋内退避・避難実施体制整備計画	20
第13節	広域避難体制整備計画	23
第14節	飲食物の出荷制限、摂取制限等	23
第15節	緊急輸送活動体制等整備計画	24
第16節	市民等への的確な情報伝達体制整備計画	24
第17節	複合災害時対応体制整備計画	25

第3章 緊急事態応急対策

第1節	災害対策本部等の組織・運営	27
第2節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	35
第3節	広域的応援対応	41
第4節	市民等への的確な情報伝達活動	42
第5節	屋内退避・避難等の防護措置	44
第6節	治安の確保	49
第7節	飲食物の摂取制限及び出荷制限、農林水産物等の採取及び出荷制限	50

第8節	緊急輸送活動	51
第9節	救助・救急及び消火活動	52
第10節	防災業務関係者防護対策	53
第11節	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策	55
第12節	広域避難者の受入れ	58

第4章 複合災害対策

第1節	複合災害時における災害対策本部の組織・運営	59
第2節	複合災害時における応急対策	59

第5章 災害中長期対策

第1節	基本方針	62
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	62
第3節	放射性物質による汚染の除去等	62
第4節	各種制限措置の解除	62
第5節	環境放射線モニタリングの実施協力と結果の公表	62
第6節	災害記録の作成	63
第7節	被災者の生活再建等の支援	63
第8節	被災中小企業等に対する支援	64

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者である東京電力ホールディングス株式会社（以下「原子力事業者」という。）が設置する柏崎刈羽原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）から、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されること及び放射性物質の事業所外運搬中において、放射性物質又は放射線が輸送容器外へ異常な水準で放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、県、県内各市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び原子力事業者がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により、市民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、燕市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画（原子力災害対策編）、原子力災害対策指針（以下「原災指針」という。）及び新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）を基に作成したものであり、継続的な検討を加え、必要に応じてこれを修正する。

この計画は、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める原災指針を十分尊重するとともに、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画に抵触することがないように十分に整合性を図った上で作成したものである。

この計画は、市、県、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図り、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期する。

また、この計画は、燕市地域防災計画の原子力災害対策編として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、燕市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編）によるものとし、武力攻撃等に起因する「武力攻撃等による原子力災害」の対応は、燕市国民保護計画で定める。

第3節 災害対策を実施すべき地域の範囲

原子力災害対策を実施すべき地域の範囲は、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）において県内全域とされており、原子力発電所の中心から距離に応じて以下のように区分されている。

なお、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下「重点区域」という。）については、原災指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況を勘案し、下記の1、2の区域とする。

また、本編において必要とされる、下記1から2の区域及び地域における市町村、防災関係機関及び関係事業者等が実施する災害対策やそのための計画策定、施設の整備等については、下記

の区域及び地域毎における防護措置（避難、屋内退避、安定ヨウ素剤服用等）を目安とし、それぞれの区域及び地域の実情に応じ適切に行うものとする。

1 即時避難区域（予防的防護措置を準備する区域、P A Z : Precautionary Action Zone）

原子力発電所を中心とする半径（以下「半径」という。）おおむね5 km圏については、主としてプルーム放出前に避難が実施できるよう準備する区域とし、原子力発電所の状況に応じ定められた緊急事態区分を判断するための基準（以下「E A L」という。）による全面緊急事態の発生後、指示を受けて、原則として直ちに避難を実施する。

避難は、即時避難区域（P A Z）外への避難を最優先に行う必要があるが、当初から半径おおむね30km圏外への避難を実施する。

また、安定ヨウ素剤は指示があった場合、服用を実施する。

なお、即時避難が容易でなく、一定期間とどまらざるを得ない場合は、放射線防護機能を有する施設に屋内退避することも容認する。

2 避難準備区域（緊急防護措置を準備する区域、U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone）

半径おおむね5～30km圏については、事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、防災対策を実施する。

全面緊急事態の発生後、指示を受けて速やかに屋内退避を実施するとともに、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（以下「O I L」という。）の考え方や環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、屋内退避や避難の準備を進める区域とする。

緊急時モニタリングの結果、原子力発電所の状況、より原子力発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況等に基づき必要な場合は、屋内退避又は半径おおむね30km圏外への避難及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施する。

3 放射線量監視地域（U P Z外）

避難準備区域（U P Z）の外の地域については、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置として、あらかじめ安定ヨウ素剤の備蓄の計画を策定するとともに地域の実情に応じて屋内退避計画を策定する地域とし、緊急時モニタリングの結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果、飲食物の汚染状況調査等により、必要に応じて、屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の服用や、飲食物の摂取制限等を実施する。

4 燕市における区域設定

燕市は、避難準備区域（U P Z）に該当する半径30 km圏内の地域を有しており、大河津分水路左岸の地域が該当する。

上記を除く全市域は放射線量監視地域（U P Z外）であるが、必要に応じて避難準備区域（U P Z）と同様に対応する。

第4節 計画の基礎とすべき災害想定

原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故（原子力発電所を設計する際に考慮されている事故を上回る事故であり、適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態になり、炉心溶融又は原子炉格納容器破損に至る事象をいう。）を想定する。

なお、防護対策を実施するにあたって留意すべき事項は、原災指針に基づき次のとおりとする。

1 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等の放射性物質がある。

これらは、プルームとなり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し、長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等への付着や、雨水等によるそれらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

また、事故による放出は必ずしも単一の形態によらず、原子力発電所からの冷却水の漏えいによる場合など、複合的であることを十分考慮する必要がある。

2 原子力災害の特殊性

原子力災害では、放射性物質の放出や放射線量の上昇という特有の事象が生じる。したがって、原子力災害対策の実施に当たっては、以下のような原子力災害の特殊性を理解する必要がある。

- (1) 原子力災害が発生した場合には被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要であること。
- (2) 放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに五感で感じるできないこと。
- (3) 平時から放射線について基本的な知識と理解を必要とすること。
- (4) 原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要であること。
- (5) 放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるため、市民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること。

ただし、情報連絡、市民等の屋内退避・避難、被災者の生活に対する支援等の原子力災害対策の実施については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、原子力災害対策の特殊性を考慮しつつ、一般的な防災対策と連携して対応する必要がある。

第5節 原子力発電所等の状態に基づく緊急事態区分

市は、緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力発電所の状況や当該施設からの距離に応じ、防護措置の準備や実施等を適切に推進する。

初期対応に万全を期するため、原子力発電所の状況に応じて、緊急事態は以下のとおり区分されている。

1 情報収集事態

柏崎市又は刈羽村及びその周辺（柏崎市又は刈羽村の震度が発表されない場合は近隣の市町村の震度を用いる。）において、震度5弱以上の地震が発生した段階、その他原子力発電所の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された段階。

この段階において、県は原子力災害警戒本部を設置する。

2 警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や原子力規制庁が行う緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力などの緊急時モニタリングの準備、原災指針で定める施設敷地緊急事態要配慮者※の避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階。

この段階において、市は原子力災害警戒本部を設置する。

※…原災指針において、以下のとおり定められている。

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げるものをいう。

- イ 要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）
（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

3 施設敷地緊急事態 原災法第10条に該当

原子力発電所において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力発電所周辺において施設敷地緊急事態要避難者の避難及び緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階。

この段階において、市は原子力災害対策本部を設置する。

4 全面緊急事態 原災法第15条に該当

原子力発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し、又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

この段階において、市は原子力災害対策本部を設置する。

第6節 関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定地方公共機関、その他の公共機関及び原子力事業者等原子力防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所管事務又は業務を通じて原子力防災に寄与すべきものとし、それぞれが原子力防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、燕市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編）第1章第2節「防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」によるほか、次のとおりとする。

関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
燕市	1 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び教育訓練に関すること。	防災課
	2 住民等に対する通信連絡網の整備に関すること。	〃
	3 住民等に対する原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。	〃
	4 安全協定に基づく現地確認及び意見交換に関すること。	〃
	5 事故状況の把握及び連絡に関すること。	〃
	6 市原子力災害対策本部及び現地原子力災害対策本部の設置に関すること。	〃
	7 現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること。	〃
	8 国の専門家等の派遣要請及び受入れに関すること。	〃
	9 他の市町村及び関係機関への応援要請及び受入れに関すること。	総務課
	10 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること。	企画財政課 地域振興課 生活環境課
	11 緊急時モニタリングへの協力に関すること。	防災課
	12 住民等の退避、避難に関すること。	防災課
	13 国、県による住民等の避難等の誘導に対する協力に関すること。	防災課
	14 救急及び救助活動の実施に関すること。	消防本部
	15 防護対策を講ずるべき区域の消火活動に関すること。	消防本部
	16 県の緊急時医療活動に対する協力に関すること。	健康づくり課
	17 住民等に対する飲食物の摂取制限等に関すること。	〃
	18 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること。	農政課
	19 住民等に対する農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること。	〃
	20 市道の通行確保に関すること。	土木課
	21 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること。	用地管財課
	22 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること。	〃
	23 防災業務関係者の放射線防護に関すること。	総務課
	24 放射線物質及び放射性物質に汚染された物質（以下「汚染物質」という。）の除去等に関すること。	生活環境課
	25 住民等に対する各種制限措置の解除に関すること。	防災課
	26 損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること。	〃
	27 風評被害等の影響の軽減に関すること。	商工振興課 観光振興課 農政課

教育庁	30	風評被害等の軽減に関すること。	農林水産部 産業労働部 観光文化スポーツ部
	31	被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援に関すること。	産業労働部 観光文化スポーツ部 農林水産部
	32	心身の健康相談に関すること。	福祉保健部
	33	物価の監視に関すること。	総務部
	34	教職員、児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること。	保健体育課
	35	児童、生徒の退避及び避難に関すること。	〃
	36	学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関すること。	総務課
	37	緊急かつ広域的な救助活動、住民等の避難誘導等に関すること。	警備第二課
	38	警戒区域、防護対策を講ずるべき区域における警戒警備に関すること。	〃
	39	交通規制、緊急交通路の確保に関すること。	交通規制課
警察	40	現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること。	警備第二課

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
即時避難区域(PAZ)を含む市町村	1 県の実施する発電所周辺地域における環境条件の把握作業の協力に関すること。 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること。	柏崎市 防災・原子力課 刈羽村総務課
避難準備区域(UPZ)を含む市町村	1 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること。	燕市 防災課

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
消防本部(共通)	1 住民等に対する広報に関すること。 2 住民等の避難、屋内退避の誘導に関すること。 3 緊急時医療活動に対する協力に関すること。 4 救急活動の実施に関すること。	燕・弥彦総合事務 組合消防本部
即時避難区域(PAZ)を含む市町村を管轄する消防本部	1 発電所を含む即時避難区域の消火活動に関すること。 2 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること。	柏崎市消防本部 予防課
避難準備区域(UPZ)を含む市町村を管轄する消防本部	1 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること。	燕・弥彦総合事務 組合消防本部

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方 行政機関	北陸地方整備局 新潟国道事務所 長岡国道事務所	1 災害時における一般国道指定区間の通行確保に関すること。 2 災害時における一般国道指定区間の道路利用者に対する情報提供に関すること。
	東北経済産業局	1 電気の安定供給に関すること。 2 災害時における原子力災害合同対策協議会への支援に関すること。
	三条労働基準監督署	1 労働災害防止に関する指導監督に関すること。 2 災害時における産業安全確保措置に関すること。
	北陸信越運輸局	1 輸送確保のための連絡調整に関すること。 2 運送事業者の安全輸送確保等に係る指導に関すること。
	北陸農政局	1 農地、家畜、農林水産物への影響に関する情報収集及び報告に関すること。 2 農林畜産物の安全性にかかる風評被害の防止に関すること。
	新潟地方气象台	1 気象状況の把握及び通報連絡に関すること。
	信越総合通信局	1 災害時における非常無線通信の確保に関すること。
陸上自衛隊 航空自衛隊	1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること。 2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること。 3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関すること。 4 緊急時モニタリングに対する協力に関すること。	

指定 公共 機関	東日本電信電話(株)新潟支店	1 災害時における緊急通話の確保に関すること。
	(株)NTT ドコモ ソフトバンク(株) KDDI(株) 楽天モバイル(株)	1 災害時における緊急通話及びメール情報通信の確保に関すること。
	日本郵便(株)燕郵便局 日本郵便(株)越後吉田郵便局 日本郵便(株)分水郵便局	1 災害時における郵便業務の確保及び郵便貯金、簡易保険の非常取扱いに関すること。
	日本放送協会	1 災害時における広報活動に関すること。
	東北電力ネットワーク(株) 新潟県央電力センター	1 災害時における電力供給の確保に関すること。
	日本赤十字社新潟県支部 (燕市地区)	1 災害時における医療救護に関すること。
	東日本旅客鉄道(株)新潟支社	1 災害時における鉄道の緊急輸送の確保に関すること。
	東日本高速道路(株)新潟支社	1 災害時における高速自動車国道の輸送路確保に関すること。
	日本通運(株)新潟支店	1 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること。

指定 地方 公共 機関	新潟交通観光バス(株)新潟東営業所 越後交通(株)三条営業所	1 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること。 2 災害時における被災地との交通の確保に関すること。
	新潟運輸(株)燕支店 中越運送(株)燕ロジスティクスセンター	1 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること。
	(株)新潟放送 (株)NST 新潟総合テレビ (株)テレビ新潟放送網 (株)新潟テレビ21 (株)エフエムラジオ新潟 燕三条エフエム放送(株) (株)エヌ・シー・ティ	1 災害時における広報活動に関すること。
	(株)新潟日報社三条総局	1 災害時における広報活動に関すること。
	一般社団法人燕市医師会	1 災害時における医療救護に関すること。

その 他の 公共的 団体 及び 防災上 重要な 施設の 管理者	新潟かがやき農業協同組合	1 災害情報及び各種措置の伝達に関すること。 2 汚染農林畜産物の出荷制限等、応急対策の協力に関すること。
	燕商工会議所 吉田商工会 分水商工会	1 災害情報及び各種措置の伝達に関すること。 2 救護物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。
	社会福祉法人 燕市社会福祉協議会	1 災害情報及び各種措置に関すること。 2 ボランティアセンターの開設及び運営に関すること。
	一般診療所・病院	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること。
	一般運輸事業者	1 災害時における緊急輸送の協力に関すること。

東京電力ホールディングス(株)	1 原子力施設の防災管理に関すること。 2 従業員等に対する教育、訓練に関すること。 3 関係機関に対する情報の提供に関すること。 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。 6 原子力災害時における通信連絡体制の整備に関すること。 7 原子力防災センター（現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会等）への防災要員及び緊急時モニタリングセンターへの要員の派遣に関すること。 8 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。 9 汚染物質の除去等に関すること。
-----------------	--

第7節 用語の解説

この計画における主な用語は、次のとおりとする。

用語	解説
安定ヨウ素剤	放射性でないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。原子力発電所等の事故により放出された放射性ヨウ素は呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こすおそれがある。安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられる。
甲状腺	前頸部に位置し、ちょうど喉頭の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝や成長ホルモン・発育を促進する重要な内分泌器官のこと。
スクリーニング	放射性物質が放出された後のO I Lに基づく避難の際に、避難や一時移転する者の汚染状況を確認することを目的として実施される検査。
プルーム	気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団。
モニタリングポスト	環境放射線を連続して測定する設備のこと。
放射性物質拡散予測情報	周辺環境の地勢や気象データを考慮して、放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量などを予測した情報。
環境放射線モニタリング	原子力発電所周辺等で行われる放射線・放射能の測定のこと。 原子力発電所周辺の監視を目的とした平時からの環境放射線モニタリングと、原子力災害発生時に実施する緊急時の環境放射線モニタリング（緊急時モニタリング）がある。
要配慮者	高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等、その他特に配慮を要する者。（災害対策基本法第8条第2項第15号関係）
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。 （災害対策基本法第49条の10関係）
屋内退避	自宅等に待機し、万が一放射性物質の放出があったとしても屋内に留まることで被ばくを避けることを目的として実施するもの。
原災法第10条通報	原災法第10条に規定する事象（原災法施行規則第4条による）が発生した場合、原子力事業者が直ちに通報すること。 （例） ①原子力発電所の境界付近で5 μ Sv/hの放射線量が検出される状況。 ②排気筒、排水口その他通常時に放出が行われている場所で5 μ Sv/h相当の放射性物質が検出される状況。 （通報先） 官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、県警察、即時避難区域（PAZ）市村・警察署・消防本部、新潟海上保安部、原子力防災専門官等＋安全協定県内全市町村

<p>原災法第 15 条通報</p>	<p>原災法第 15 条に規定する事象（原災法施行規則第 6 条による）が発生した場合、原子力事業者が直ちに通報すること。 （例） ①原子力事業所又は関係都道府県の放射線測定設備により、5 $\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたときであって、放射線量が 2 地点以上において又は 1 地点において 10 分間以上継続して検出。 ②管理区域以外の場所において 500$\mu\text{Sv/h}$ を検出。 ③臨界事故の発生。 （通報先）内閣総理大臣、県＋安全協定県内全市町村</p>
<p>安全協定</p>	<p>原子力事業者と、立地道府県・市町村、隣接市町村等が住民の安全確保を目的に結ぶ紳士協定。主な内容に、異常時における情報の迅速な連絡・通報、地方自治体による立入り調査・措置要求等があり、協定ごとに含まれる内容は異なる。 （県内の事例） ○新潟県・柏崎市・刈羽村・東京電力（昭和 58 年 10 月 28 日締結） ○28 市町村（立地市村を除く）・東京電力（平成 25 年 1 月 9 日締結）</p>
<p>原子力災害対策指針</p>	<p>原災法第 6 条の 2 第 1 項に基づき、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者が原子力災害対策を円滑に実施するために、原子力規制委員会が定めるもの。 国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするため、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、専門的・技術的事項等について定めるもの。</p>
<p>防災業務関係者</p>	<p>緊急時において、住民等に対する広報・指示伝達、避難誘導、交通整理、緊急時モニタリング、避難者の輸送、物資の緊急輸送、スクリーニング、簡易除染、避難状況等の確認、医療措置、道路啓開、原子力施設内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動及び汚染物質の除去等の災害復旧活動を実施する国、自治体の職員等。</p>
<p>緊急事態応急対策</p>	<p>原災法第 26 条第 1 項第 1 号から第 8 号に示される事項で、原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策。 （緊急事態応急対策の例：放射線量の測定、被災者の救難、交通の規制、緊急輸送の確保、放射性物質による汚染の除去等）</p>

第2章 災害事前対策

第1節 原子力発電所における予防措置等の責務

原子力事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）及び同法に基づく保安規制並びに関係法令（以下「原子力関係法令」という。）を遵守し、原子力発電所の運転に関しては、安全管理に最大限の努力を払い、放射性物質の放出により市民等に影響が及ぶことのないよう安全を確保するとともに、原子力発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備えた体制の整備を図る。

また、原災法第7条第1項に基づく原子力事業者防災業務計画を遵守し、原子力防災対策の円滑かつ適切な遂行のため、県、市町村及びその他防災関係機関との有機的な連絡協力体制の確立を図り、原子力防災体制の整備に万全を期する。

第2節 原子力事業者の防災業務計画に関する意見

担当：総務部

市は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を受けた時は、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答する。

第3節 報告の徴収、現地確認

担当：総務部

市は、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書（以下「安全協定」という。）第3条に基づき、適時適切な現地確認を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認する。

第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

担当：総務部

1 原子力防災専門官との連携

市は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、柏崎刈羽原子力防災センター（以下「原子力防災センター」という。）の防災拠点としての活用及び職員の派遣、市民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制の確立、防護対策、広域連携などの緊急時対応等について、原子力防災専門官と連携を図る。

2 上席放射線防災専門官との連携

市は、事故時の連絡体制の準備、県や関係機関が実施する緊急時モニタリングの対応等について、県と連携し、必要に応じて地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と連携を図る。

第5節 災害応急体制整備計画

担当：総務部

1 計画の方針

市は、原子力発電所等において警戒事態が発生し、その後原子力災害に至り、その影響が地域に及ぶ場合又はそのおそれがある場合（以下「緊急時」という。）及び原子力発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備え、災害対策活動を円滑に実施するために必要な体制の整備を図る。

2 防災関係機関の体制の整備

- (1) 市は、警戒事態の通報を受けた場合に、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡を行うことができるよう、職員の参集体制の整備を図るほか、マニュアル等を作成するなど、必要な体制を整備する。
- (2) 市は、関係機関と連携して、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備する。
- (3) 県、国及び重点区域を含む市町村は、原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）発出後、その事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、同法第23条第1項の規定に基づく原子力災害合同対策協議会（以下「原子力災害合同対策協議会」という。）を原子力防災センターに組織することから、市は、派遣職員等を事前に定めておく。
- (4) 市は、市町村の区域を越えて避難する市民等の受入れが可能な市町村（以下「受入可能市町村」という。）との調整のほか、原子力防災訓練での連携等、平常時から県と連携を図る。
また、県は、広域避難所の選定、市町村の避難計画立案支援等、避難指示を出した市町村（以下「避難市町村」という。）と受入可能市町村間の連携や協力体制を支援する。
- (5) 市は、平常時から関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連絡体制の強化に努める。

3 原子力防災センター

市は、国及び県とともに、原子力防災センターを地域における原子力防災の拠点として、平常時から研修及び訓練、市民に対する広報・防災意識の普及等に活用する。

4 自衛隊の派遣要請等

市は、県知事に対し自衛隊派遣要請の依頼を迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡窓口、連絡の方法等を決めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。

5 救助・救急、消火等の防護資機材等の整備

(1) 救助・救急活動用資機材の整備

市は、国及び県から整備すべき資機材の情報提供を受け、県と協力し、救助・救急活動用資機材等の整備に努める。

(2) 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

市は、国及び県と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための放射線防護資機材を整備する。また、災害時における避難誘導及び立入禁止等の防護対策活動を実施するための資機材も合わせて整備する。

6 食料・物資の備蓄、調達供給体制の整備

(1) 屋内退避への備え

市民及び事業所等は、屋内退避に備え、一定量の食料・物資の備蓄に努める。

(2) 備蓄・調達輸送体制の整備

市は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が予想されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資について、あらかじめ備蓄、調達及び輸送体制を整備する。

(3) 民間事業者との連携

市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

第6節 情報の収集・連絡体制等整備計画

担当：総務部

1 計画の方針

市は、国、県、県内市町村、原子力事業者及びその他防災関係機関と協力し、緊急時及び原子力発電所周辺で大規模自然災害が発生した場合に、原子力防災に関する情報の収集・共有し、連絡を相互にかつ円滑に行うため、必要な体制を整備する。

2 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 市と関係機関相互の情報収集・連絡体制

市は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態が発生した場合に、原子力事業者から直ちに通報を受けることができる体制を整備する。

また、市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、県内市町村その他防災関係機関及び原子力事業者との間において、平時から確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、国及び県と協力して、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

(2) 機動的な情報収集体制

市は、国及び県と協力し、ヘリコプターや車両など多様な情報収集手段の活用による機動的な情報収集活動を行うため、必要な体制の整備を図る。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について必要に応じ情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど職員の派遣体制の整備を図る。

(4) 非常通信体制の整備

市は、非常通信協議会と連絡を密にし、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

(5) 移動通信系の活用・協力体制

市は、関係機関と連携を密にし、移動系防災行政無線、衛星携帯電話、消防無線による移動通信系の活用体制の活用・協力体制の整備を図る。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等から職員の出席を求められることができる仕組みを構築するよう努める。

(7) 原子力事業者の情報の収集及び通報・連絡体制

原子力事業者は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態が発生した場合に、直ちに、県、国及び県内市町村に通報する体制を整備する。

また、原子力事業者は、平時から原子力防災に関する情報の収集及び通報・連絡を確実にを行うため、必要な体制の整備を図る。

3 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるとともに、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化の推進に努め、情報の共有を図る。

4 通信手段の整備

(1) 通信手段・経路の多様化

市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。

① 防災行政無線の活用

市は、移動系防災行政無線及び同報系防災行政無線の原子力防災への活用と維持・管理を行う。

② 災害時優先電話等の活用

市は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電

話等を、効果的に活用するよう努める。

③ 衛星携帯電話、公衆無線LANサービスの活用

市は、通信回線の障害や輻輳に備え、衛星携帯電話の整備や、公衆無線LANサービスの導入により、通信手段の多重化を図る。

④ 専用回線網等の活用

市は、県、国及び原子力事業者が整備したテレビ会議システム等の原子力防災ネットワークシステム、専用回線及び情報通信ネットワーク等の衛星回線等を活用できるよう、それらの維持管理に協力するとともに、操作方法等の習熟に努める。

(2) 通信手段、発電装置の耐震化及び機能確認

市は、設備の耐震化を図るほか、商用電源停電時においても通信に支障のないように、非常用電源装置を整備し、保守点検の実施等により起動等機能を確認して、適切な管理を行う。

5 原子力防災対策上必要な資料の整備

市は、国、県、県内市町村及び原子力事業者と連携して、応急対策及び復旧対策を的確に実施するため、人口・世帯等の社会環境に関する基礎的情報を整理した資料等を整備し、定期的に更新するとともに、確実に管理する。

第7節 原子力防災に関する知識の普及啓発計画

担当：総務部・健康福祉部・教育委員会

1 計画の方針

市は、緊急時及び原子力発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備え、市民や在勤者等が適切に行動できるよう、平常時から国、県及び原子力事業者と協力して、災害時にとるべき行動や情報収集の方法、放射性物質の特性など、原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

2 市民や在勤者等に対する普及啓発項目

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- ② 原子力発電所の概要に関すること。
- ③ 原子力災害とその特殊性に関すること。
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ⑤ 原子力災害時に市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること。
- ⑥ 避難所、避難経路及び集合場所に関すること。
- ⑦ 避難行動要支援者及び要配慮者の支援に関すること。
- ⑧ 原子力災害時にとるべき行動、留意事項、避難所での行動及び問い合わせ先に関すること。

3 教育機関における普及啓発

市教育委員会は市立小・中学校長に対し、教職員及び児童・生徒が原子力災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、原子力災害時において適切な行動ができるように、原子力防災に関する教育の充実に努めるよう指導する。

4 要配慮者等への配慮

市は、防災知識の普及と啓発を行う際は、要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援できる体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点に十分配慮するよう努める。

第8節 防災業務関係者等研修計画

担当：総務部

1 計画の方針

市は、国、県及び防災関係機関等の協力を得て、緊急時及び原子力発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、県、原子力関係機関及び防災関係機関が実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用し、市職員、消防団員、自主防災組織のリーダー等の防災業務関係者の人材育成に努める。

2 研修の実施

市は、国、県、原子力関係機関等が実施する研修課程を有効に活用し、市職員を含めた防災業務関係者の研修の機会を確保する。

3 研修項目

- ① 区域・地域ごとの原子力防災体制及び組織に関すること。
- ② 原子力発電所等の概要に関すること。
- ③ 原子力災害とその特殊性に関すること。
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ⑤ 緊急時モニタリング等の実施方法及び機器に関すること。
- ⑥ 原子力防災対策上の設備、機材及びその機能や重要性、操作に関すること。
- ⑦ 緊急時に市、県、国等が講じる対策の内容に関すること。
- ⑧ 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ⑨ 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること。
- ⑩ 緊急時の広報に関すること。
- ⑪ その他必要と認めること。

第9節 原子力防災訓練等の実施

担当：総務部

1 計画の方針

市は、国、県、県内他市町村その他防災関係機関及び原子力事業者の支援のもと、原子力防災に関する協力及び防災体制の確立並びに関係職員の防災技術の向上を図り、併せて防災意識の高揚を図るため、訓練の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を共同又は独自に策定し、定期的に訓練を実施する。

2 訓練の実施

市は、訓練の実施にあたっては、防災関係機関相互の連携・調整を図り、国、県及び原子力事業者と協力して、大規模自然災害等との複合災害や重大事故等、原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練や訓練開始時間を知らせずに行う訓練など工夫を施し、現場における判断力の向上や迅速、的確な活動に資する実践的なものとなるよう、あらかじめ訓練目的と達成目標を明確にする。

(1) 自然条件等

- ・地震や津波などの自然災害に起因する原子力災害や過酷事故
- ・暴風や豪雪などの過酷な気象条件下での事故

(2) 通信・交通状況

- ・通信障害を想定した情報伝達手段の多ルート化
- ・被災現場から伝送される映像の活用
- ・外部電源供給を絶たれた通信機器への非常用電源による電源供給
- ・通信、交通等の支障がある場合の多様な避難手段や経路の確認

(3) 屋内退避・避難対応

- ・屋内退避
- ・避難準備区域（UPZ）の避難
- ・避難行動要支援者、要配慮者及び保護責任者への対応
- ・市民等に対する避難情報の周知
- ・自主防災組織や消防団、市民等の参加 など

3 訓練の項目

- ・災害対策本部等の設置運営訓練
- ・原子力防災センターへの参集、立ち上げ、運営訓練
- ・緊急時通信連絡訓練
- ・緊急時モニタリング訓練
- ・原子力災害医療訓練
- ・市民等に対する情報伝達訓練
- ・市民等の屋内退避・避難訓練
- ・消防活動訓練・人命救助活動訓練
- ・自衛隊災害派遣運用訓練
- ・避難所等運営訓練

- ・交通対策等措置訓練
- ・大規模自然災害等発生時の対応訓練
- ・その他必要と認める訓練

4 国の総合的な原子力防災訓練への参画

市は、原子力防災会議及び規制委員会が原災法第13条に基づき行う国の総合的な防災訓練の対象となったときは、県、県内各市町村その他防災関係機関及び原子力事業者とともに、市民等の避難及び市民等に対する情報提供など市が行うべき災害対策や複合災害、重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の作成及び訓練の実施に共同して参画する。

第10節 緊急時モニタリング体制整備計画

担当：総務部、市民生活部

1 計画の方針

市は、緊急時に原子力発電所から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングの測定の結果を防護措置の実施の判断等に活用できるように、国、県、原子力事業者等との協力体制を整備する。

2 協力体制の整備

市は、緊急時に原子力発電所から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資するため、平常時から県等が実施する環境放射線モニタリングの観測データの共有及び公表方法等について協力体制を整備する。

また、市は、緊急時モニタリングにおける県等との協力のあり方について整理するとともに、連絡体制を構築しておく。

第11節 原子力災害医療体制整備計画

担当：健康福祉部

1 計画の方針

市は、県及び原子力事業者が実施する原子力災害に係る原子力災害医療について協力体制を整備する。

2 原子力災害医療体制の整備

(1) 協力要員の確保

市は、原子力災害医療に従事する要員を確保するため、県が実施する研修及び訓練に参加する。

(2) 救護所の支援

市は、県が屋内退避施設及び避難所に救護所を設置した場合、救護所の運営の支援体制を整備する。

(3) 健康相談体制

市は、国及び県とともに、救護所等において心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

3 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備

市は、県及び医療機関等と連携して、原子力災害発生時において、速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう、原災指針を参考に、安定ヨウ素剤の事前配布体制並びに緊急時における安定ヨウ素剤の配備体制を整備する。

第12節 屋内退避・避難実施体制整備計画

担当：全部署

1 計画の方針

市は、県及び県内各市町村と協力し、県内の即時避難区域（PAZ）など緊急性の高い区域から段階的に迅速・円滑な避難ができるよう、屋内退避・避難実施体制の整備を図る。

また、円滑に避難等の対応を実施することができるよう、的確な情報を共有できる体制を整備する。

2 屋内退避・避難等に係る計画の作成

(1) 市は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、県が作成した屋内退避、避難に係る基本的な考え方を示した新潟県原子力災害広域避難計画（以下「県広域避難計画」という。）に基づき、原子力災害に備えた避難計画を整備する。

なお、避難計画の作成にあたっては、主に次の項目を含むものとする。

- ① 避難の経路、避難手段その他避難の方法に関する事項
- ② 市民の誘導の実施方法、誘導に係る関係職員の配置

(2) 市は、一定規模のコンクリート建物等の施設の現況把握に努める。

3 避難所等の整備及び確保への協力

(1) 避難所の整備及び確保への協力

① 市は、あらかじめ施設管理者の同意を得て避難所として指定した施設について、必要に応じ、原子力災害に備えた機能や、衛生管理等避難・退避生活に係る環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、その耐震化を図る。

併せて、男女双方及び性的少数者の視点や、要配慮者のニーズについても十分に配慮する。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を含めて検討するよう努める。

② 市は、新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平常時から県と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

③ 市は、避難所等において、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。

(2) 放射線防護機能を有する施設等の整備

市は、国及び県と協力し、即時避難が容易でなく、一定期間とどまらざるを得ないことを想定し、放射線防護機能を有する施設等の整備に努める。

(3) 避難誘導用資機材、輸送用資機材、車両等の整備

市は、国及び県と協力し、市民の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の確保を図る。

4 要配慮者の避難・屋内退避体制の整備

(1) 要配慮者の避難・屋内退避体制の整備

市は、防災担当部局や保健福祉担当部局など関係部局連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動支援者の住居状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(2) 要配慮者等の避難支援体制の整備

市は、避難行動要支援者名簿に掲載されている者について、個別避難計画を作成するよう努める。

在宅の要配慮者の避難・屋内退避が、近隣住民、自主防災組織、消防団等の呼びかけや介助の下で円滑に実施できるよう、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び燕市避難支援プラン全体計画、又は個別避難計画に基づいて避難支援体制を整備する。

(3) 福祉施設等の避難体制の整備

市は、県と協力し、市内の病院及び福祉施設等に対して、入院又は入所の要配慮者の避難・屋内退避が円滑に実施できるよう、あらかじめ避難誘導の計画を具体的に定めておくよう要請する。

また、市は、県、医療機関及び施設管理者の協力により、入院又は入所の要配慮者の受入等、病院や福祉施設相互の協力体制を整備する。

(4) 要配慮者の受入体制の整備

市は、避難所・屋内退避所における要配慮者の健康状態の把握及びケアが適切に行われるよう、県、県内他市町村、防災関係機関及び福祉関係団体等と協力し、福祉避難所の確保を含め、あらかじめ体制を整備する。

(5) 消防機関、自衛隊等による支援体制の整備

市は、要配慮者の避難・屋内退避が困難な場合に備え、あらかじめ消防機関、自衛隊等防災関係機関による支援体制を整備する。

(6) 地域における共助意識の醸成

市は、原子力災害時における要配慮者への情報伝達、避難誘導及び安否確認に関し、近隣住民の果たす役割が特に大きいため、自主防災組織、自治会及び民生委員・児童委員等と協力し、要配慮者と近隣住民の共助意識の向上に努める。

5 市民等の避難状況等の確認体制の整備

市は、屋内退避及び避難の指示等を行った場合において、市民等の屋内退避・避難状況を的確に把握するため、警察、消防等防災関係機関とともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

6 避難・屋内退避の市民等への事前周知

(1) 提供すべき情報の整理

市は、原子力災害発生後の経過に応じて、市民等へ提供すべき情報の種類、周知方法及び問い合わせ先について、あらかじめ整理する。

(2) 市民等への事前周知

市は、県と協議のうえ、避難準備区域（UPZ）及び放射線量監視地域（UPZ外）の各区域に応じて、屋内退避、避難、スクリーニング及び安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）等について、日頃から市民等へ周知徹底を図る。

7 学校等における体制の整備

(1) 体制の整備

市は、学校等の管理者に対し、原子力災害が発生したことを想定し、学校等の職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備するとともに、消防、警察、地域住民等と協力し、平素から原子力災害時における協力体制を整備するよう指導する。

また、原子力災害発生時に園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保し、生徒等が適切に行動できるよう、必要に応じ避難行動についての計画等を具体的に定めるよう指導する。

(2) 訓練等の実施

学校等の管理者は、必要に応じ職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備するとともに、市及び県と協力し、避難の行動計画等の策定、避難訓練の実施に努める。

また、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引き渡しに関するルール等をあらかじめ定めておく。

8 不特定多数の者が利用する施設等における体制の整備

不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県及び市と連携し、区域及び地域の実情に応じ、避難計画の作成及び訓練の実施に努める。

第13節 広域避難体制整備計画

担当：総務部、健康福祉部

1 計画の方針

市は、国、県及び関係機関と協力し、広域的な避難が必要になった場合に備え、市民等が円滑に避難することができる体制を整備する。

2 避難所の確保・調整

(1) 避難所候補施設の選定

市の区域を越えて避難が必要となる場合に備え、県は県内市町村と協議し、避難所候補施設が複数となるよう、あらかじめ選定する。

(2) 避難所候補施設の選定における配慮

市は、避難市町村と協議し、避難者が円滑に生活できるよう配慮するとともに、地域コミュニティ単位を考慮して避難所の候補施設を選定する。

(3) 避難の長期化への備え

市は、避難市町村とともに、避難が長期化した場合の情報伝達方法、問い合わせ窓口の設置及び生活環境設備の整備等について、あらかじめ計画を定める。

3 避難体制の整備

(1) 避難計画への反映

市は、県、県警察及び防災関係機関と協力し、市民が円滑に避難できる方法、避難経路及び避難先への誘導體制等について複数のパターンを考慮し、避難計画に反映させる。

(2) バス事業者等の協力体制

市は、市民等の避難にあたり、自家用車の利用も考慮しながら、市所有の車両のほか県、新潟県バス協会、JR東日本、新潟県トラック協会等（以下「交通、鉄道、運送事業者」という。）の協力を得て、避難体制を整備する。

(3) 避難経路の把握

市は、県、北陸地方整備局、東日本高速道路株式会社などの道路管理者から情報を受け、適切な避難経路の把握に努める。

第14節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

担当：産業振興部

1 計画の方針

市は、国、県及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

第15節 緊急輸送活動体制等整備計画

担当：総務部、都市整備部

1 計画の方針

市は、緊急時に備え、関係機関と協力し、必要な判断や助言を行う専門家等の移送や円滑な緊急物資の輸送に係る交通管理体制等を整備する。

2 専門家の移送等の体制整備

市は、県が定める放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の移送や緊急物資の輸送への協力方法、手段等（最寄りのヘリポートの場所等）に基づき、専門家の移送や緊急物資の輸送に協力する。

3 緊急輸送道路の確保体制の整備

(1) 緊急輸送路の確保体制の整備

市は、平素から県、道路管理者から情報提供を受けて輸送経路を適切に把握し、緊急輸送路の確保体制の整備に努める。

(2) 緊急時の配車等

市は、市保有車両及び市使用車両の数量等に基づき、緊急時の配車や要員の配置をあらかじめ定める。

第16節 市民等への的確な情報伝達体制整備計画

担当：総務部

1 計画の方針

市は、県、国及び防災関係機関と協力し、市民等に対して、災害対応の局面や場所に応じた情報をわかりやすく迅速に伝達するため、必要な情報伝達体制及び設備を整備する。

2 情報伝達体制及び設備の整備

(1) 情報伝達体制及び設備の整備

市は、県、国、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し、総合防災情報システム、防災行政無線、メール配信、広報車両等の広報施設及び機器等の整備やコミュニティ放送、ソーシャルメディア等の活用による情報の伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、伝達方法、提供すべき情報の内容及び市民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等についてあらかじめ定めるなど、必要な体制を整備する。

(2) 要配慮者等に対する情報伝達体制の整備

市は、県、国及び防災関係機関等と協力し、要配慮者等に対して災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、市民や自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉施設等の協力を得ながら、平常時から通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対する情報伝達体制を整備する。

(3) 緊急速報メールによる情報伝達

市は、株式会社NTTドコモほか電気通信事業者と協力し、災害・避難情報を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信することができる緊急速報メールを活用する。

3 地域コミュニティによる共助意識の醸成

市は、原子力災害時における情報伝達及び避難誘導に関し、地域コミュニティの果たす役割に鑑み、自主防災組織、民生委員・児童委員及び自治会と協力し、地域における共助意識の醸成に努める。

第17節 複合災害時対応体制整備計画

担当：全部署

1 計画の方針

市は、原子力災害と原子力発電所周辺での大規模自然災害等が同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化（以下「複合災害」という。）することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象に備えて、必要な体制を整備する。

なお、原子力発電所周辺外での大規模自然災害等と原子力災害が複合的に発生した場合の体制の整備は、本節に準じるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 広域的応援体制の整備

市は、県及び県内各市町村と協力して、大規模自然災害等への対応により要員及び資機材が不足する場合に備え、広域的応援体制を整備する。

(2) 搬送経路及び手段の体制整備

市は、応急対策に必要な資機材について、複合災害時にも確実に搬送できるよう、搬送経路及び搬送手段について体制を整備する。

3 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、複合災害時においても、国、県、県内各市町村その他防災関係機関及び原子力事業者との間で確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び通信手段を整備する。

4 原子力防災に関する知識の普及啓発

市は、県と協力し、複合災害時に市民等が取るべき行動について、普及啓発活動を行う。

5 研修及び訓練の実施

市は、本章第8節に定める研修及び第9節に定める訓練を実施するにあたっては、複合災害時の対応についても考慮する。

6 避難実施体制の整備

(1) 避難計画への反映

市は、大規模自然災害等による道路等の被災状況や放射性物質放出までの時間等を考慮し、複合災害時でも適切に避難誘導が行えるよう、避難計画に反映させる。

(2) 避難所等の設置運営

市は、県及び県内各市町村と協力し、複合災害時の避難所等の設置運営方法について、情報の提供方法を含めた市民への応急対策が的確に行われるよう体制を整備する。

7 緊急輸送活動体制の整備

(1) 代替輸送手段の確保

市は、輸送路及び輸送手段の被災に備え、海上輸送やヘリ輸送による避難が行えるよう、県及び防災関係機関と必要な体制を整備する。

(2) 複合災害への備え

市は、積雪期や大規模自然災害時における緊急輸送活動を円滑に行うため、国及び県の道路管理者と協力して道路除排雪体制の強化や道路施設の耐震性の確保及び克雪施設の整備に努めるほか、必要な資機材の整備など緊急輸送活動体制の整備に努める。

8 市民等への的確な情報伝達体制の整備

市は、国、県及び防災関係機関と協力し、複合災害時においても市民等に対して正確な情報を迅速に伝達するため、必要な体制及び設備を整備する。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 災害対策本部等の組織・運営

担当：総務部

1 計画の方針

市は、緊急時には、災害対策基本法に基づく災害対策本部又は市の対応方針に基づく警戒本部を設置する。

また、市は、警戒本部の設置に至らないような事故又は原子力発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合でも、事故に対する市民等の不安や動揺を緩和するため、安全協定及び市の対応方針に基づき適切に対応する。

2 災害対策本部等の設置基準

市長は、原子力発電所にかかる防災対策の迅速かつ的確な実施のため、次の設置基準により応急活動体制をとる。

態勢	設置基準	活動基準	緊急事態区分
第1次配備	1 柏崎市又は刈羽村で、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき 2 その他原子力発電所の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報されたとき	警戒本部の設置	情報収集事態
	1 柏崎市又は刈羽村で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき 2 原子力発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1μSv/hを超える数値を検出したとき 3 その他市長が必要と認めたとき		警戒事態
第2次配備	1 原子力発電所の事故により原災法第10条に基づく通報があったとき	災害対策本部の設置	施設敷地緊急事態
	2 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき		全面緊急事態
	3 その他市長が必要と認めたとき		

3 警戒本部の設置

(1) 設置基準

市長は、第1次配備態勢の設置基準に該当したときは、警戒本部を設置する。

(2) 警戒本部（本部室）の設置場所

本部は、市役所会議室301に設置する。

(3) 組織

- ① 本部長：副市長
- ② 副本部長：教育長
- ③ 本部長：全部長級職員、防災課長、総務課長、防災課職員、総合調整員

(4) 所管事務

- ① 原子力発電所の事故に関する情報の収集及び関係部局並びに防災関係機関への情報提供に関すること。
- ② 応急対策の検討、調整及び実施に関すること。
- ③ 県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- ④ 報道機関への情報提供に関すること。
- ⑤ 市民等への広報に関すること。
- ⑥ 災害対策本部の立ち上げに関すること。
- ⑦ その他必要な事務に関すること。

(5) 本部会議の開催

指示の徹底及び各部局の情報交換と対応の調整等のため、必要に応じて本部会議を開催する。

- ① 本部会議は、本部長、副本部長及び本部長をもって構成し、本部長が主宰する。
- ② 本部長は、必要に応じて関係機関の職員に対し本部会議への出席を依頼する。

(6) 本部の廃止

- ① 災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合
- ② 被害が軽微であり、又は原子力発電所の事故が収束し、災害応急対策の必要がないことを確認した場合
- ③ その他必要がなくなったと本部長が判断した場合

4 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市長は、第2次配備態勢の設置基準に該当したときは、速やかに職員を非常招集し、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

(2) 本部（本部室）の設置場所

本部は、市役所会議室301に設置する。

(3) 本部の組織、構成及び事務分掌

災害対策本部の組織は、別表1のとおりとし、構成及び事務分掌は別表2のとおりとする。

(4) 本部会議の開催

- ① 本部長は、災害対策に関する重要事項を協議するため、必要に応じ本部会議を招集する。
- ② 本部会議は、本部長、副本部長、本部長及び本部長が指名する者をもって構成し、本部長が主宰する。
- ③ 本部会議の協議事項は、次のとおりとする。
 - ア 市内の災害状況及び災害応急対策の実施状況に関する事項
 - イ 災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項
 - ウ 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事項

エ 公用令書による公用負担に関する事項

オ その他災害対策上重要な事項

(5) 本部の廃止

- ① 原子力緊急事態解除宣言がなされた場合
- ② 本部長が、原子力発電所の事故が収束し、災害応急対応が完了した又は対策の必要がなくなったと判断した場合

(6) 現地対策本部の設置

- ① 市長は、災害対策本部の設置後に、災害対策本部との連絡調整のため、副市長を本部長（以下「現地対策本部長」という。）とする原子力災害現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を原子力防災センターに設置する。
- ② 現地対策本部長は、本部長の命を受け、現地対策本部における事務を総括し、現地対策本部職員を指揮監督する。
- ③ 災害対策本部を廃止した場合は、現地対策本部を廃止する。

別表2

災害対策本部の事務分掌

部署課等	事務分掌
<p>●災害対策本部事務局 事務局長 総務部長 事務局次長 総務部政策監(危機管理監) 班長 防災課長 班員 防災課・総合調整員</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・総務グループ【総務課・広報秘書課】 ・情報グループ【企画財政課・地域振興課】 ・食料・物資グループ【用地管財課】水道局 ・被災者・避難所支援グループ 【社会福祉課・学校教育課・こども未来課】 ・救急・インフラ対策グループ 【都市計画課・土木課・下水道課】 ・保健衛生グループ 【健康づくり課・長寿福祉課・生活環境課】 ・生活再建グループ 【税務課・営繕建築課・商工振興課・農政課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局開設準備(会議室 301)に関する事 ・市長への報告に関する事 ・即断即決が必要な緊急事態への対応に関する事 ・各部の統括に関する事 ・関係機関との当初の連絡調整に関する事 ・被害状況等の調査、把握に関する事 ・被害状況や気象情報を予測し、今後の情報分析と体制整備に関する事 ・災害対策本部会議に向けた検討に関する事 ・原子力現地対策本部との連絡調整に関する事
<p>●総務部 部長 総務部長 副部長 総務部政策監(広報監)、議会事務局長</p>	
<p>総務総括班長 総務課長 副班長 広報秘書課長</p> <p>担当課 総務課 広報秘書課 (防災課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各対策部の職員参集状況の確認に関する事 ・避難所の開設に関する事 ・屋内退避及び避難情報の発令に関する事 ・住民等への情報提供に関する事 ・報道発表等、マスコミ対応に関する事 ・自衛隊派遣に関する事 ・応援協定に基づく支援に関する事(他部との調整) ・気象情報の収集等に関する事 ・燕市防災会議との連絡調整に関する事 ・災害救助法等の適用申請に関する事 ・被災者生活再建支援法に関する事 ・被災者台帳の作成に関する事 ・災害記録写真の撮影と整理に関する事 ・災害記録誌の編集に関する事 ・他の部に属さないこと
<p>食料物資班長 用地管財課長</p> <p>担当課 用地管財課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の車両の確保に関する事 ・災害時の輸送に関する事 ・応援協定締結先への依頼に関する事 ・食料及び物資の調達と配布に関する事 ・救援物資納入場所の確保と配布に関する事
<p>議会渉外班長 議事課長</p> <p>担当課 議事課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会との連絡調整に関する事 ・調査団、視察団等の受入れに関する事

<p>●企画財政部 部長 企画財政部長 副部長 総務部主幹兼企画財政部主幹</p>	
<p>情報収集班長 企画財政課長 副班長 地域振興課長 監査委員事務局長</p> <p>担当課 企画財政課(企画) 地域振興課 監査委員事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の記録、取りまとめに関すること ・防災関係機関への情報収集に関すること ・住民等からの問い合わせ対応に関すること
<p>財務出納班長 会計課長</p> <p>担当課 会計課 企画財政課(財政)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧の予算措置に関すること ・災害時の出納に関すること ・義援金の受入及び配分に関すること

<p>●市民生活部 部長 市民生活部長</p>	
<p>被災調査班長 税務課長 副班長 収納課長 市民課長</p> <p>担当課 税務課 収納課 市民課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者台帳の作成に関すること ・避難所運営班の応援に関すること
<p>環境衛生班長 生活環境課長</p> <p>担当課 生活環境課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の衛生対策に関すること ・避難所運営班の応援に関すること ・スクリーニング及び簡易除染の協力に関すること ・避難所周辺の大気中の汚染状況調査等に関すること ・県の緊急時モニタリングに対する協力に関すること

<p>●健康福祉部・(こども政策部) 部長 健康福祉部長 副部長 健康福祉部主幹(医療主幹)</p>	
<p>避難所運営班長 社会福祉課長 担当課 社会福祉課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の管理運営に関する事 ・福祉避難所の設置に関する事 ・燕市社会福祉協議会と連携してのボランティア受入に関する事 ・生業に必要な資金の貸与に関する事 ・保護世帯及び要介護世帯等の救助に関する事 ・燕市民生委員・児童委員との連絡調整に関する事
<p>要支援者班長 長寿福祉課長 担当課 長寿福祉課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の被害調査及び救護に関する事 ・緊急入所等の実施に関する事 ・在宅避難者の支援に関する事
<p>医療班長 健康づくり課長 副班長 保険年金課長 子育て応援課長 担当課 健康づくり課 保険年金課 子育て応援課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内医療機関の被害状況等の調査に関する事 ・救護所の設置運営に関する事 ・傷病者の収容に関する事 ・燕市医師会、燕歯科医師会との連絡調整に関する事 ・DMAT等の外部医療関係団体との連絡調整に関する事 ・原子力災害医療の協力に関する事 ・安定ヨウ素剤の配布、服用に関する事。

<p>●産業振興部 部長 産業振興部長</p>	
<p>商工観光班長 商工振興課長 副班長 観光振興課長 担当課 商工振興課 観光振興課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商工観光関係の被害調査に関する事 ・商工観光団体との連絡調整に関する事 ・被害対策のための労務者に関する事 ・被災商工観光団体への融資に関する事
<p>農政班長 農政課長 副班長 農業委員会事務局長 担当課 農政課 農業委員会事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農地、農作物及び農業用施設の災害対応、被害調査、応急措置及び災害復旧に関する事 ・被災農家の営農指導に関する事 ・被災農家の災害融資に関する事 ・農林畜水産物の採取出荷制限に関する事

●都市整備部 部長 都市整備部長	
建設復旧班長 土木課長 副班長 都市計画課長 営繕建築課長 下水道課長 担当課 土木課 都市計画課 営繕建築課 下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・建物全般の災害予防、応急措置及び災害復旧に関すること ・公共交通の運営に関すること ・交通途絶箇所・迂回路の公示及び交通規制の実務に関すること ・除雪に関すること ・応急仮設住宅建設に関すること ・応援協定締結先への依頼に関すること

●教育委員会・こども政策部 部長 教育次長 副部長 こども政策部長・教育委員会主幹	
学校保育班長 学校教育課長 副班長 こども未来課長 担当課 学校教育課 こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒・園児等の避難に関すること ・児童生徒・園児等の被害調査に関すること ・罹災児童・生徒等の応急教育及び学用品給与に関すること ・災害時の学校給食に関すること ・退避所の開設及び避難者の収容の協力に関すること
社会教育班長 社会教育課長 担当課 社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧活動に協力する青年団体等との連絡調整に関すること ・災害復旧活動に協力するスポーツ団体等の連絡調整に関すること ・退避所の開設及び避難者の収容の協力に関すること

●燕・弥彦総合事務組合 水道局	
	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の品質確保に関すること ・飲料水の確保及び供給に関すること ・応援協定締結先への依頼に関すること

●燕・弥彦総合事務組合 総務消防局	
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の救急救助活動に関すること ・傷病者の緊急輸送に関すること ・災害時の危険物施設の保安に関すること ・行方不明者の捜索に関すること ・住民への避難情報の伝達・誘導に関すること ・災害状況の把握・情報収集に関すること ・消防団の動員及び連絡調整に関すること ・消防団の現場活動指揮に関すること ・緊急消防援助隊の派遣に関すること

5 原子力災害合同対策協議会等への職員の派遣等

(1) 現地事故対策連絡会議への出席等

市は、原子力防災センター等で現地事故対策連絡会議が開催される場合は、現地災害対策本部員をこれに出席させ、各関係機関の情報を相互に共有するとともに、国、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて情報の共有を行う。

(2) 原子力災害合同対策協議会への出席等

市は、原子力緊急事態宣言が発出され、原子力防災センター等において合同対策協議会が設置された場合は、現地災害対策本部員を派遣させ、緊急事態応急対策の実施方法や原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施に向けた調整を行う。

6 国、県の職員及び専門家等の派遣要請

市は、災害対策本部を設置した場合、必要に応じ、国に対し専門的知識を有する職員及び県に対し県の原子力災害対策本部員の派遣を要請する。

また、緊急事態応急対策のため必要と認めるときは、原子力事業者に対し、災害対策本部への職員の派遣を要請する。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

担当：総務部

1 計画の方針

市は、緊急時及び原子力発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合において、市及び防災関係機関が応急対策活動を実施するため、迅速かつ的確に情報の収集・連絡を行う。

2 情報収集事態発生情報等の通報・連絡

原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室（以下「合同情報連絡室」という。）は、情報収集事態の発生に伴い、県及び避難準備区域（UPZ）内の市町村に対して、合同情報連絡室立ち上げの通知を行うとともに、必要に応じて事態の進展に備え、情報連絡体制をとるよう要請する。

3 警戒事態発生時の連絡等

(1) 原子力事業者の通報・連絡

原子力事業者は、情報収集事態、警戒事態又は原子力発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合は、原子力関係法令及び安全協定に基づき、国、県、市町村及びその他必要な機関に通報・連絡する。

(2) 県、国、防災関係機関相互の連絡

① 警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断された場合は、原子力規制委員会及び内閣府は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「国の事故警戒本部」という。）及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を

設置する。

また、原子力規制委員会は、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び重点区域を含む市町村に対し情報提供を行う。

- ② 国の事故警戒本部は、即時避難区域（P A Z）及び避難準備区域（U P Z）の市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請する。

さらに、即時避難区域（P A Z）を含む市村に対して、原子力事業所の被害状況に応じて、原災指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、避難準備区域（U P Z）外の市町村に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請する。

この際併せて、気象情報を提供する。

- ③ 市は、国、県及び防災関係機関と相互に協力し、通報の内容、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難の必要性及び市民がとるべき行動の指針等について、市民に対して広報する。

また、市は、国、県及び防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。

4 施設敷地緊急事態発生時の連絡等

(1) 施設敷地緊急事態発生情報の連絡等

原子力発電所の原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、施設敷地緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに市町村をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、県警察、柏崎警察署、柏崎市消防本部、新潟海上保安部及び原子力防災専門官等に同時に事象発生の情報等をファクシミリで送付する（原災法第10条に基づく通報）。

さらに、市を含む主要な機関に対してはその着信を確認する。

(2) 国の通報・連絡

- ① 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「国の事故対策本部」という。）及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部（以下「国の事故現地対策本部」という。）内に情報を共有する。

国の事故対策本部は、県をはじめ、即時避難区域（P A Z）及び避難準備区域（U P Z）を含む市町村及び県警察に連絡することとする。

- ② 国の事故対策本部は、即時避難区域（P A Z）を含む市村に対して、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等予防的防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）を、避難準備区域（U P Z）を含む市町に対しては、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請する。

また、避難準備区域（U P Z）外の市町村に対して、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請する。

- ③ 県及び即時避難区域（P A Z）・避難準備区域（U P Z）を含む市町村等が施設敷地緊急事態における防護措置を実施するにあたり、次の事項について、国の事故警戒本部等

において、要請内容の判断のため事前の状況把握を行うとともに、要請後においても、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、県と国及び即時避難区域（PAZ）避難準備区域（UPZ）を含む市町村等はそれぞれが実施する対策について相互に協力する。

- ・施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針
 - ・避難ルート、避難先の概要
 - ・移動手段の確保見込み
 - ・その他必要な事項
- ④ 原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに国の事故対策本部へ連絡する。
- ⑤ 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部（以下「国の事故現地対策本部」という。）は、県、即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）内の市町村に対して情報提供を行うとともに、今後の情報に注意するよう市民等への注意喚起を行うよう要請する。

(3) 県の連絡

県は、原子力防災管理者、国の事故対策本部及び国の事故現地対策本部から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し、関係する防災関係機関に連絡するとともに、防災無線の斉通報FAX等により、市町村及び消防本部に通報する。

- ① 即時避難区域（PAZ）を含む市村と同様の情報を、即時避難区域（PAZ）を含む市村を除く市町村に連絡する。
- ② 即時避難区域（PAZ）を含む市村を除く市町村に連絡する際には、即時避難区域（PAZ）の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を伝達する。

5 全面緊急事態における連絡等

- (1) 原子力防災管理者は、全面緊急事態が発生した場合、県、市町村及び国に、直ちに通報する。
- (2) 国の事故対策本部は、官邸（内閣官房）に原子力緊急事態宣言案並びに県及び関係市町村の長に対する原災法第15条第3項に基づく指示案を送付する。
- (3) 県及び即時避難区域（PAZ）・避難準備区域（UPZ）を含む市町村等が全面緊急事態における防護措置を実施するにあたり、次の事項について、国の事故対策本部等において、指示内容の判断のため事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、県と国及び即時避難区域（PAZ）・避難準備区域（UPZ）を含む市町村等はそれぞれが実施する対策について相互に協力する。
 - ① 即時避難区域（PAZ）内の避難者の数及び避難の方針
 - ② 避難準備区域（UPZ）内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針
 - ③ 避難ルート、避難先の概要
 - ④ 移動手段の確保の見込み
 - ⑤ その他必要な事項

6 応急対策活動情報等の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

① 原子力事業者は、県、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県警察、即時避難区域（PAZ）を含む市村、柏崎警察署、柏崎市消防本部、新潟海上保安部及び原子力防災専門官等（関係省庁事故対策連絡会議、現地事故対策連絡会議が設置された場合においては当該会議を含む。）に対し、原子力発電所の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況、事故対策本部設置の状況及び被害の状況等について定期的に文書により連絡する。

また、原子力事業者は、上記以外の市町村に対し、安全協定に基づき、定期的に文書により状況を連絡する。

② 市は、国、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関との間において、現地事故対策連絡会議等を通じて、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。

(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

① 原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁、県及び即時避難区域（PAZ）・避難準備区域（UPZ）を含む市町村に連絡を行う。

② 市は、国の現地対策本部、県、即時避難区域（PAZ）・避難準備区域（UPZ）を含む市町村、指定公共機関、指定地方行政機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、原子力防災センター等に設置される原子力災害合同対策協議会において、原子力発電所の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各機関が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。また、原子力防災センターに派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡する。

(3) 災害情報の連絡

① 原子力防災専門官は、原子力防災センター等において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県、即時避難区域（PAZ）・避難準備区域（UPZ）を含む市町村、その他防災関係機関及び原子力事業者との間の連絡・調整等を引き続き行う。

② 原子力規制委員会は、一般回線が使用できない場合において、県、即時避難区域（PAZ）・避難準備区域（UPZ）を含む市町村及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J-ALERT等多様な通信手段を用いて、国の原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達する。

③ 県は、原子力規制委員会から受けた内容について、市町村及び消防本部に伝達する。

7 通信の確保等

(1) 通信手段の確保

市は、原子力事業者から通報があったときは、直ちに情報連絡のための通信手段を確保する。

(2) 重要通信の確保の要請

県は、必要に応じ、電気通信事業者に対して市町村及び防災関係機関の重要通信の確保

を要請する。

また、要請を受けた電気通信事業者は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

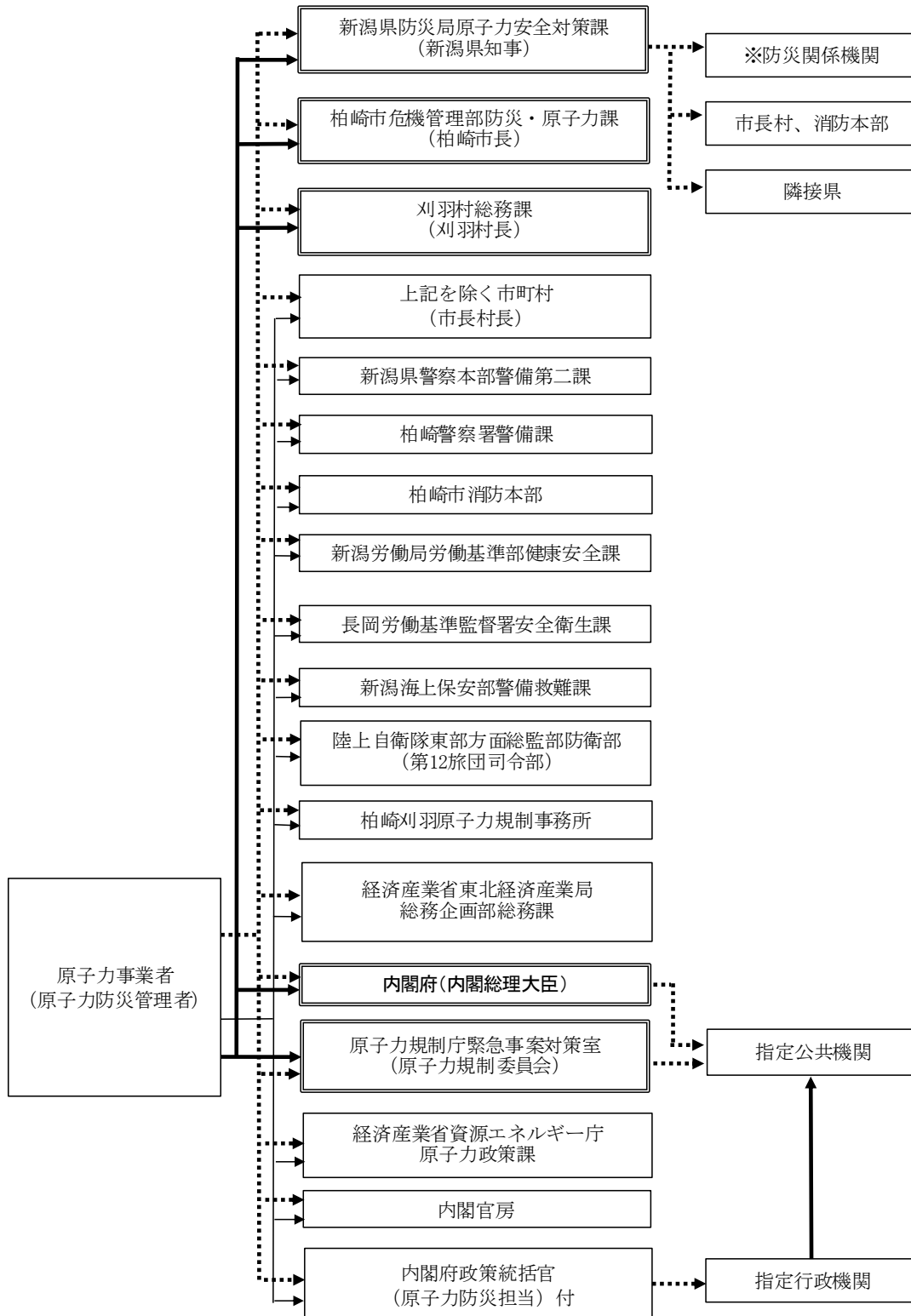
(3) 国からの指示等の伝達

国の原子力災害対策本部は、県、即時避難区域（PAZ）・避難準備区域（UPZ）を含む市町村及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール等多様な通信手段を用いて、国の原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達することとされており、県は伝達された内容を市町村及び消防本部に連絡する。

8 一般回線が使用できない場合の対処

市は、地震等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、衛星通信回線及び防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

原災法第10条第1項、東京電力ホールディングス(株)と市町村との安全協定等に基づく
 通報経路(発電所内での事象発生時の通報経路)



- ▶ : 電話によるファクシミリ着信の確認
-▶ : ファクシミリによる送信 (ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡)
- ▶ : 電話等による連絡
- ※防災関係機関 : 第1章第6節に掲げる表中の「指定地方行政機関」・「自衛隊」、新潟県地域防災計画(資料編)の防災組織に関する資料に掲げる表中の「指定公共機関」・「指定地方公共機関」・「その他の公共機関」

第3節 広域的応援対応

担当：総務部

1 計画の方針

市は、国及び県とともに、緊急時における災害応急対策要員や資機材等の確保について、必要に応じ、広域的な応援を要請し、災害応急対策を実施する。

2 応援要請

(1) 災害時応援協定に基づく要請

市は、必要があると判断した場合は、あらかじめ締結した災害時応援協定に基づき、締結自治体等に対し速やかに応援を要請する。

(2) 新潟県広域消防相互応援協定に基づく要請

市長又は消防長は、管内の消防力では災害防ぎょが著しく困難と認める場合、又は災害防ぎょするため協定市町村等が保有する車両・資機材等を必要とする場合は、協定市町村等の長又は消防長に対して応援を要請する。

(3) 国の緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に基づく要請

市長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び管内の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、県知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに連絡する。

3 自衛隊の派遣要請

(1) 自衛隊の派遣要請

市は、自衛隊の派遣要請の必要があると認めた場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を要求する。

(2) 派遣要請の内容

- ① 被害状況の把握
- ② 避難の援助
- ③ 避難者等の捜索救助
- ④ 消防活動
- ⑤ 応急医療、救護、防疫
- ⑥ 人員及び物資の緊急輸送
- ⑦ その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの

4 防災活動拠点

市は、適切な役割分担のもとに長期的な物資の流通配給拠点、各種の応援部隊、ボランティア等の活動拠点及び救急・救助並びに消火の活動拠点となる施設を確保する。

5 応援に係る留意事項

市は、応援に係る都道府県、市町村、民間団体等については、協定等で特別な定めのない場合は、原則として、身体に放射性物質又は放射線の影響のない地域の活動のみとし、応援の要請等に際し、その内容について、応援都道府県、市町村、民間団体等と十分協議する。

第4節 市民等への的確な情報伝達活動

担当：総務部

1 計画の方針

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時及び原子力発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合における心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、市民等に対し、災害対応の局面や場所に応じた迅速かつ的確な情報提供を行う。

2 迅速かつ的確な情報提供

(1) 迅速かつ的確な情報提供

市は、原子力事業者が迅速に公表する事実及び国が行う原子力発電所の安全性の評価に基づき、市民等に対して情報を速やかに広報する。

また、広報にあたっては、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難の必要性及び市民がとるべき行動の指針等について広報するものとし、これらの情報が入手できない場合でもその旨広報し、市民等に不安や混乱が生じないように配慮する。

(2) 定期的な情報提供

市は、市民等への情報提供にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。

また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努め、情報の空白時間がないよう、状況に特段の変化がなくても、定期的に情報を提供する。

(3) 市民等ニーズに応じた情報提供及び要配慮者等への配慮

市は、役割に応じて市民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力発電所等の事故の状況、緊急時モニタリングの結果等）、飲食物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関などの情報、市及び関係機関が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路、避難場所など市民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

また、市は、防災行政無線、携帯電話のメール機能、マスコミ等を活用して、要配慮者、一時滞在者、屋内退避者及び応急仮設住宅への避難者、広域避難者等に対しても情報が届くよう十分配慮する。

(4) 情報の一元化

市は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて、国の原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、県内他市町村並びに原子力事業者と情報の共有化を図り、十分に内容を確認し、情報の一元化を図った上で市民等に対する情報の公表、広報活動を行う。

(5) 多様な媒体の活用

市は、情報伝達にあたって、新潟県総合防災情報システム、防災行政無線、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、緊急速報メールなどの一斉同報配信できる電気通信事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を求めるとともに、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は、情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(6) 指定避難所外避難者の把握

市は、指定避難所以外に避難した市民の所在を把握することに努める。

3 原子力事業者の広報

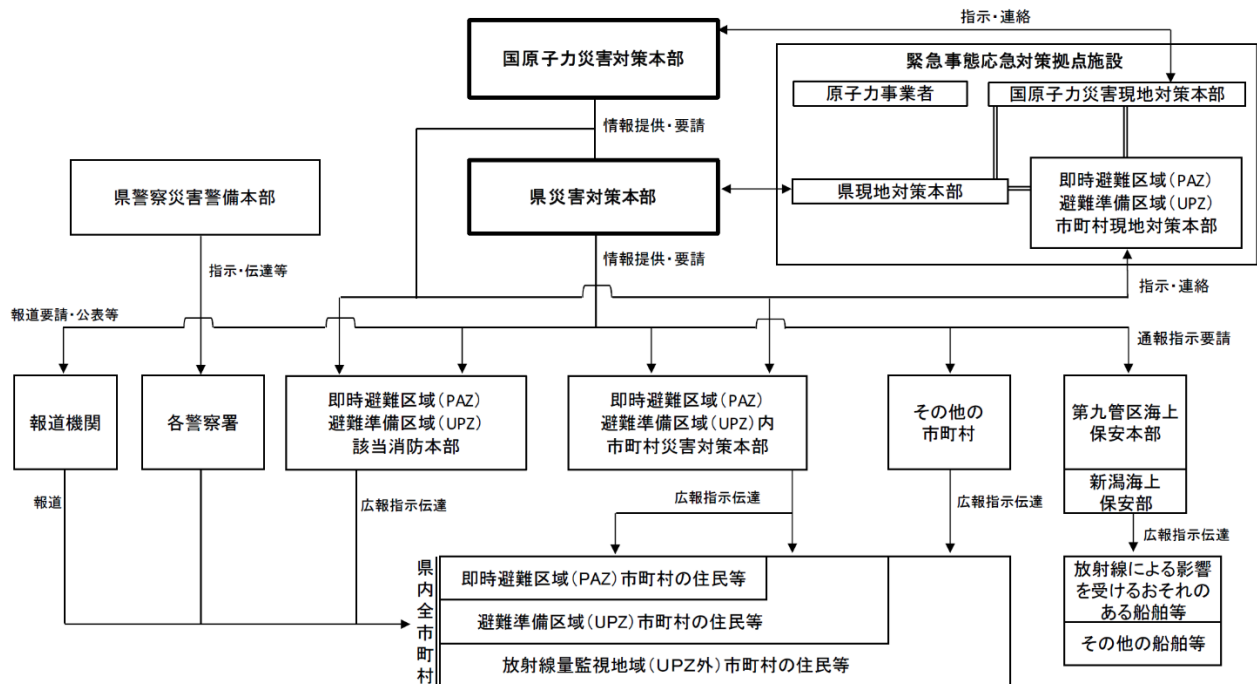
原子力事業者は、原子力発電所において事故が発生した場合は、周辺及び県内外の住民等に対し、速やかに広報する。

4 市民等からの問い合わせに対する対応

市は、国、県及び関係機関等と協力し、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。

また、市民等のニーズを見極め、情報の収集・整理・発信を行う。

市民等に対する広報及び指示等の伝達系統図



第5節 屋内退避・避難等の防護措置

担当：全部署

1 計画の方針

市は、緊急時において、市民等の生命及び身体を原子力災害から保護するため、屋内退避及び避難等を指示した場合の対応等について定め、市民等の安全確保を図る。

2 避難・屋内退避等の指標

放射性物質の放出等に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じ、市民及び一時滞在者等に対して避難・屋内退避等の措置を講ずる。

これらの避難・屋内退避等の措置については、柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定められているEALの基準、原災指針に定められているOILの基準のほか、事故の状況、気象状況、避難経路となる道路の被災状況、避難先の状況、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果によるものとする。

3 屋内退避、避難等の防護措置の実施

(1) 警戒事態が発生した時の措置

市は、原子力発電所において警戒事態が発生した場合は、市民等に対し、国、県及び原子力事業者等からの情報をもとに、原子力発電所の状況や放射線量などを周知する。

(2) 施設敷地緊急事態が発生した時の措置

市は、原子力発電所において施設敷地緊急事態が発生した場合は、国の要請等により、県とともに、避難準備区域（UPZ）内における屋内退避の準備を行うとともに、避難準備区域（UPZ）外においては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）を行う。

また、自宅等で屋内退避が困難な市民等のために、避難準備区域（UPZ）より以遠にある指定避難所を屋内退避所として開設の準備を行う。

(3) 全面緊急事態に至った時の措置

市は、原子力発電所において全面緊急事態に至った場合は、国の要請等により、避難準備区域（UPZ）の市民等に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段の確保等）の指示を行うとともに、避難準備区域（UPZ）より以遠の市民等に対し、屋内退避準備情報を発令する。

また、自宅等で屋内退避が困難な市民等のために、避難準備区域（UPZ）より以遠にある指定避難所を屋内退避所として開設する。

(4) 放射性物質が放出された場合の措置

市は、放射性物質が放出された場合、県からの指示等により、市民等に対する屋内退避又は避難の指示等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には、県及び他市町村と連携し国に要請する。

また、避難・屋内退避の措置を講じる場合には、県及び国と協力し、市民の被ばく線量をできる限り抑えるために、予測線量、予測される放射性物質の放出開始までの時間、放出継続時間及び避難に要する予測時間帯を勘案して対応する。

なお、屋内退避、避難等の判断に必要な情報が十分に得られない場合は、県とともに屋内退避又は即時避難を行うことを検討する。

(5) 複合災害が発生した場合の措置

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

(6) 避難が危険を伴う場合の措置

市は、避難時の周囲の状況等により避難を行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する場合等やむを得ない時は、居住者等に対し、屋内での退避等の緊急安全確保措置を指示することができるものとされている。

(7) 自然災害等による緊急の避難等が必要な場合の措置

市は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、自然災害を起因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うものとする。その際には、市は県及び国と緊密な連携を図るものとする。

(8) 情報が十分に得られない時等の措置

市は、屋内退避、避難等の判断に必要な情報が十分に得られない場合は、県とともに屋内退避又は即時避難を行うことを検討する。

(9) 避難・屋内退避等の指示の周知

市は、一時滞在者等の避難が確実に行われるよう、避難・屋内退避等の指示の周知及び避難誘導に際して十分に配慮する。

(10) 避難・一時移転の際の事前の状況把握

市は、避難・一時移転を実施するにあたり、次の事項について、原子力災害合同対策協議会等において、指示内容の判断のため事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、県と国及び他市町村とともに実施する対策について相互に協力する。

- ・避難準備区域（UPZ）内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針
- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な事項

4 屋内退避、避難の実施に係る指示等

(1) 屋内退避の指示

市は、原子力事業者から全面緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合には、避難準備区域（UPZ）内の市民等に対し、防災行政無線、テレビ、ラジオ、メール、インターネット、自治会及び自主防災組織等を通じて、あらためて屋内退避所について周知の上、速やかに屋内退避するよう指示する。

また、市民等に対し、落ち着いて行動するとともに、以後、災害対策本部等から出される指示等に留意するよう要請する。

(2) 避難の指示

市は、知事から避難が必要であると判断される区域の通知を受けた場合又は原災法第15条第3項の規定に基づく内閣総理大臣の指示を受けた場合は、市民等に対し避難を指示する。また、災害対策基本法第60条第1項の規定に基づき、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、独自の判断により市民等に対し避難を指示する。

(3) 避難手段等

市は、自家用車両を含めバス、鉄道、船舶等のあらゆる避難手段・経路を検討し、円滑に避難できる手段・経路を指示する。

なお、自家用車両による避難を指示する場合、交通渋滞を引き起こす可能性があるため、できる限り乗り合いを呼び掛ける。

また、自家用車両等の利用の困難な市民等については、市所有のバスのほか、県と連携して速やかに避難手段を確保する。

(4) 避難の実施

市は、知事又は市長が避難を指示した場合は、避難準備区域（UPZ）の市民等に対し、避難経路、避難所、避難手段及び留意事項を周知し、自主防災組織等の協力を得て避難の誘導を行う。

また、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主に家庭動物との同行避難を呼びかける。

(5) 避難の実施における関係機関の連携

① 市は、知事又は市長が避難を指示した場合は、交通整理を行っている警察官等の指示に従うよう周知する。

② 市は、県と協力し、避難を指示した後、対象区域内に残留者がいないか確認を行う。

③ 市は、県及び県警察等の防災関係機関と協力し、あらかじめ定めた避難計画に基づいて避難を実施するとともに、避難先への誘導を行う。

また放射性物質の放出後に避難が必要となった場合には、線量率の測定結果、気象条件等を考慮し、避難誘導を実施する。

④ 市は、道路管理者等から通行可能な道路の状況について情報提供を受け、市民等に速やかに周知する。

⑤ 市は、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により市民の避難状況を確認するとともに県は、市が行う市民の避難に協力する。

⑥ 市は、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、県及び国等への報告を行う。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者及び障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について市に提供する。

⑦ 市は、選定された避難所を開設するほか、主要道路から避難所までの誘導や避難所の運営など、避難市町村等と連携して避難住民を支援する。

なお、避難所の運営にあたり、保健衛生面、男女双方及び性的少数者の視点、人権の保護等幅広い観点から、避難者の心身の健康維持及び人権に可能なかぎり配慮した対策を講ずるよう努める。

⑧ 市は、県、県警察及び避難市町村と協力し避難所に避難者のための相談所を速やかに開設するとともに相談業務を実施する。

- ⑨ 市は、避難所の管理者を通じて県と協力し、避難者の動向を把握する。また、避難者の流入により避難所の収容人員を超えて避難者が参集しつつあると判断した場合は、他の余裕ある避難所又は新たに開設した避難所で受け入れ、避難所の管理者を通じて避難者に伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両を手配する。
- (6) 屋内退避の実施における留意点
- ① 市は、屋内退避を行う市民等に対し、可能な限りコンクリート又は木造建物等の施設に誘導するとともに、木造建物で屋内退避を行う場合は、窓を閉め、エアコンや換気扇を停止する等、気密性に配慮するよう速やかに周知する。
- ② 市は、放射性物質の濃度変動等に伴う追加避難に備え、屋内退避と併せて避難準備を実施する。
- ③ 市は、大気中の放射性物質の濃度等から長期化が予想される場合、屋内退避が長引くことによる市民への影響を考慮し、速やかな避難指示について、国及び県と調整する。
- (7) 放送事業者による屋内退避、避難の指示等の放送
- 放送事業者は、屋内退避、避難の指示等があったときは、速やかに指示の内容を正確かつ簡潔に放送する。

5 要配慮者等の支援

(1) 避難準備

市は、原子力発電所で警戒事態が発生した場合など、必要に応じ早期に要配慮者の避難準備に着手する。

(2) 屋内退避及び避難誘導支援

市は、原子力発電所で施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生し、屋内退避等の指示があった等の場合は、在宅の要配慮者の屋内退避・避難誘導を避難行動支援者名簿及び燕市避難支援プラン全体計画、又は個別避難計画に基づき、近隣住民、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団等の呼びかけや介助により迅速、円滑かつ確実に実施する。

(3) 防災関係者による避難支援

市は、要配慮者の避難が困難な場合は、消防機関や自衛隊等の防災関係機関の協力を得て、福祉避難所への避難等の支援を実施する。

(4) 避難誘導及び避難所における支援

市は、国、県及び関係機関と協力し、避難することとなった要配慮者に対し、移動中や避難所におけるケアなど十分に配慮するとともに、健康状態の把握に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供、生活環境への配慮、必要な飲食物及び物資の提供を行う。

6 感染症流行下での防護措置

市は、新型コロナウイルスのような感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、避難所・避難車両等における避難者の過密抑制、保健衛生面など感染症対策を十分考慮した上で避難や屋内退避等の防護措置を行う。

7 避難所等の開設・運営等

市及び避難市町村は、緊急時に必要に応じて自治会や自主防災組織等の協力を得て、避難所等の開設・運営を行う。

(1) 避難者の把握

市は、避難市町村と協力し、避難所ごとに避難者の人数などの現況を把握する。

(2) こころのケア等の実施

市及び避難市町村は、県、防災関係機関等と協力し、避難所において男女双方及び性的少数者の視点を踏まえた各種の避難者ケアを実施するほか、「新潟県災害時こころのケア活動マニュアル」に基づき、こころのケアを実施する。

(3) 避難市町村への引継ぎ

市は、一定期間経過後における避難者に対する各種ケアについて、避難市町村と協議のうえ、これを引き継ぐ。

(4) 長期化への対応

市は、県及び避難市町村と協力し、避難が長期化した場合は、避難者の健康、プライバシー保護、メンタル相談等の対策、避難所の衛生対策及び愛玩動物の保護場所等に留意するとともに、要配慮者の待遇及び男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点について十分に配慮した支援を行う。

(5) 感染症対策の実施

市は、避難所において感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

8 屋内退避者・避難者の生活支援

(1) 物資等の調達・支援

市は、県及び関係機関と協力し、屋内退避所及び避難所等において、生活の維持のために必要な飲料水、食料、燃料及び毛布などの生活必需品等を調達、確保し、ニーズに応じて供給、分配する。

(2) 円滑な供給

市は、県及び関係機関と協力し、物資の供給場所、供給時間帯等を十分広報し、円滑な供給を行う。

(3) 供給における留意事項

市は、飲料水及び飲食物の供給にあたっては、これらの摂取制限等の結果及びその影響を十分考慮する。

(4) 受入れ体制の整備

市は、県と協力して、あらかじめ物資の受入れ及び集積場所の候補地を選定しておくとともに、当該場所に職員を配置し、物資の受入作業及び仕分作業を行う。

(5) 要配慮者への配慮

市は、自治会や自主防災組織等を通じて、子どもや病弱者等を優先しながら物資を配布する。

(6) 避難所以外の避難者に対する支援

市は、県及び避難市町村の協力を得て、避難所以外に避難した市民等の把握に努めるとともに、これらの者に対して、食料・物資の提供、情報の提供など必要な支援を行う。

9 屋内退避・避難指示の解除

(1) 屋内退避指示の解除

市は、緊急時モニタリング結果のほか、気象条件、汚染地域の除染対策等に係る国及び県の助言を受け、屋内退避の解除が可能となった場所には、順次、可能な区域から屋内退避の指示を解除する。

(2) 避難指示の解除

市は、国及び県と連携して、緊急時モニタリングの結果、避難市町村における放射線量が避難基準を下回った場合には、気象条件、汚染地域の除染対策等を勘案し、国及び県と協議して、可能な区域から避難指示を解除する。

第6節 治安の確保

担当：総務部

1 計画の方針

市、県及び関係機関は、緊急時には、早期に治安の確保のための体制を確立し、相互に緊密な連絡の下に災害情報の収集に努め、市民等の生命、身体及び財産の保護を第一とし、犯罪の予防、交通の確保等の活動を行う。

2 警戒区域の設定等

(1) 警戒区域の設定

市は、災害対策基本法第63第1項の規定に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができるとされているが、県は、災害応急措置が円滑かつ的確に行われるようにするため特に必要があると認められる場合は、同法第72条第1項の規定に基づき、市町村に当該区域の設定を指示する。

(2) 実効性を上げるための措置

市は、避難を指示した区域について、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、指示の実効性を上げるために必要な措置について、関係機関と連携した運用体制を確立する。

3 警戒区域への立入制限措置

(1) 立入制限の措置

県警察等は、警戒区域が設定された場合、速やかに必要な要員を派遣し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該警戒区域への立入りを制限、若しくは禁止する措置を講ずる。

(2) 立入制限の周知

市は、防災行政無線、テレビ、ラジオ、メール、インターネット等あらゆる情報伝達手段を使用し、市民等に対して警戒区域への立入制限措置の周知を図る。

4 交通対策活動

(1) 交通規制

- ① 県警察等は、警戒区域が設定された場合、当該警戒区域を設定した市町村及び県と協力し交通規制を実施する。
- ② 交通規制を実施したときは、直ちに通行禁止等に係る区域、道路の区間その他必要な事項について、交通情報板やメディア等の広報媒体を通じ、運転者等に周知徹底を図る。

(2) う回路対策

県警察は、警戒区域の周辺における交通混雑の緩和を図るため、放射性物質の影響を考慮の上、う回地点を設定し、警戒区域へ向かう車両等のう回措置を講ずる。

5 警戒警備活動

県警察は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の警戒を実施して犯罪やトラブルを未然に防止するなど社会秩序の維持を図り、市民等の不安解消に努める。

第7節 飲食物の摂取制限及び出荷制限、農林水産物等の採取及び出荷制限

担当：産業振興部

1 計画の方針

市は、運用上の介入レベル（O I L）に基づく国からの指示により、地域生産物の摂取制限及び出荷制限など必要な措置を講ずる。

2 飲食物の摂取制限及び出荷制限

市は、国の指示及び要請並びに飲食物の放射性核種濃度測定調査に基づいた県の指示を受けた場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限、出荷制限及びこれらの解除について、市民等への周知徹底及び注意喚起を図る。

また、市は、国の指示及び要請に基づいた県からの措置の指示を受けた場合は、県からの指示内容を周知するとともに、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者に対し、これらの措置を講じるよう指示する。

- (1) 農作物の作付け制限
- (2) 農林水産物等の採取
- (3) 農林水産物等の出荷制限
- (4) 肥料、土壌改良材、培土、飼料及びきのご用原木等の施用、使用、生産、流通制限
- (5) その他必要な措置

3 飲料水及び飲食物の供給

市は、県から飲料水、飲食物の摂取制限等の措置をとるよう指示を受けたときは、燕市地域防災計画（風水害等対策編）第3章第23節「食料供給計画」、同章第24節「生活等必需品等供給計画」及び同章第33節「給水・上水道施設応急対策」に基づき、県と協力して市民等への代替飲食物の供給などの応急措置を講ずる。

第8節 緊急輸送活動

担当：総務部、市民生活部、都市整備部

1 計画の方針

市は、緊急時において災害応急対策を迅速に実施するため、人員、資機材及び緊急物資の輸送活動を迅速に行う。

2 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、原則として次の順位で県等防災関係機関と調整のうえ、緊急輸送を行う。

第1順位	人命救助、救急活動に必要な輸送、市の現地対策本部長等
第2順位	避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
第3順位	災害応急対策を実施するための要員・資機材の輸送
第4順位	市民の生活を確保するために必要な物資の輸送
第5順位	その他災害応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- ① 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- ② 負傷者、避難者等
- ③ 災害応急対策要員（原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材
- ④ 避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- ⑤ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ⑥ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

- ① 市は、関係機関の協力を得て、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- ② 市は、人員、車両等の調達に関して国、自衛隊その他関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ県や県内各市町村に支援を要請する。
- ③ 市は、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会の場において、人員、車両等の確保に関する支援を依頼する。

(4) 交通・運送事業者による車両調達等

- ① 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、県から要請があった場合は、県内事業所が保有する車両等の調達又はあっせんを行う。
- ② 県は、輸送に従事した者に対し、スクリーニング等を実施するなど、被ばく管理体制を構築する。

3 緊急輸送のための交通確保

(1) 交通規制の実施

県警察は、緊急輸送のための交通確保について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行う。

(2) 災害応急対策に使用する車両

市は、災害対応に使用する車両に関しては、災害対策基本法及び原災法に基づく手続等に従い対応する。

(3) 関係機関との連携及び交通規制の周知

市は、交通規制にあたる県警察や他の道路管理者と原子力災害合同対策協議会において相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通を確保するとともに、交通規制について防災関係機関及び市民等に対して周知を図る。

4 輸送体制

(1) 陸路による輸送

① 市は、県、県警察、道路管理者及び自衛隊等の協力を得て、通行が可能な道路、交通状況、道路施設の被害、復旧見込み等の緊急輸送活動に必要な情報を迅速に把握する。

② 市及び道路管理者は、選定された緊急輸送ルート確保に努めるとともに、道路が被災した場合は計画的に応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。

(2) 空路による輸送

市は、ヘリコプターの臨時離着陸場を直ちに選定して県に連絡し、県は、新潟空港事務所航空管制運航情報官等と調整を行う。

第9節 救助・救急及び消火活動

担当：燕・弥彦総合事務組合総務消防局

1 計画の方針

消防本部は、緊急時において、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、防災関係機関相互の緊密な協力体制により、救助・救急及び消火活動を迅速かつ的確に実施する。

2 救助・救急及び消火活動

(1) 資機材の確保

市及び消防本部は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずる。

(2) 応援要請

市及び消防本部は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、県内他市町村、原子力事業者等に対し、救助・救急及び消火活動について応援を要請する。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(3) 広域消防応援隊等の出動要請

市及び消防本部は、市内の消防力では対応できないと判断した場合は、次の事項に留意して、速やかに広域消防応援隊、緊急消防援助隊の出動等を、県を通じて消防庁等に要請する。

- ① 救助・救急及び火災の状況並びに応援要請の理由、応援の必要期間
- ② 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ③ 市への進入経路及び集結（待機）場所

3 空からの救助・救急活動

(1) 航空機・ヘリコプターの活用

市は、救助機関等による航空機やヘリコプターを活用した救助・救急活動が行われる場合に備え、あらかじめ緊急離着陸場の指定を行うとともに、航空機やヘリコプターを保有する機関と協力して迅速かつ正確な情報収集伝達を行い、機動的な航空機の活用を図る。

(2) 空中からの救助・救急活動の要請

市は、災害の状況等から空中からの救助・救急活動が必要と認められる場合は、県に対し県消防防災ヘリコプターや県警察ヘリコプター、ドクターヘリ等による救助・救急活動を行うよう要請する。

第10節 防災業務関係者防護対策

担当：総務部

1 計画の方針

市は、緊急時において、防災業務関係者に対する防護対策、被ばく管理及び医療措置を適切に実施する。

2 防災業務関係者の安全確保

市は、次により、防災業務関係者の安全確保を図る。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくの可能性がある環境下で活動する場合には、国の原子力災害対策本部（又は国の現地対策本部）及び原子力事業者との連絡を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において、防災業務関係者が冷静な判断と行動をとれるよう配慮する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくの可能性がある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮する。

(2) 防護対策

① 市は、災害対策本部長（又は現地災害対策本部長）の指示により、管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤等の配備等必要な措置を図る。

② 市は、防護資機材に不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、県その他防災関係機関に対し防護資機材の調達を要請し、さらに防護資機材に不足が生じた場合は、関

係機関に対し原子力災害合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼する。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

① 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた防災業務関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。

また、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者のうち、放射線防護に係る法令の適用を受けない者については、国の基準が定められるまでの間は、次の防護指標を参考に行う。

なお、この防災業務関係者の放射線防護に係る基準又は指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力する。特に、女性については、胎児防護の観点から適切な配慮を行う。

防災業務関係者の防護指標(放射線防護に係る法令の適用を受けない者)

対 象	指 標
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量	実効線量で 50mSv を上限とする。
防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する者(例えば、当該原子力事業所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、自衛隊、緊急医療関係者等)が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量	実効線量で 100mSv を上限とする。 作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。 眼の水晶体:等価線量で 300mSv 皮膚 :等価線量で 1Sv

② 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、当該防災業務関係者の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行う。被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した組織は、当該防災業務関係者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援する。

③ 市は、原子力防災センター等において、必要に応じ、県など関係機関に対し除染等の医療措置を行うよう要請する。

④ 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。

⑤ 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する職員等の安全確保のため、原子力防災センター等において、国、県、県内他市町村及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第11節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

担当：総務部

1 計画の方針

核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力災害の発生及び拡大防止のため、原子力事業者及び運搬を委託された者（以下この節において「原子力事業者等」という。）、原子力規制委員会、国土交通省、経済産業省、海上保安庁、県警察及び消防機関は、運搬の特殊性、具体的な事故想定に係る輸送容器等の安全性を踏まえつつ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。その際、原子力事業者等は、核物質防護上問題を生じない範囲において、消防機関及び海上保安庁に対する必要な運搬情報の提供等の協力を努める。

2 原子力事業者等の活動

(1) 関係機関への通報連絡

原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合は、15分以内を目途として国、事故発生場所を管轄する都道府県、市町村、警察機関、消防機関、海上保安部署等の関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関に対しては、その着信を確認し、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

(2) 災害発生・拡大防止措置等

原子力事業者等は、原子力災害の発生の防止を図るため、直ちに、携行した防災資機材を用いて、次に掲げる危険時の措置等を迅速かつ的確に実施する。さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。

- ① 消火及び延焼の防止の措置
- ② 立入制限区域の設定
- ③ 環境放射線モニタリングの実施
- ④ 核燃料物質による汚染、漏えいの拡大防止及び除去対策の実施
- ⑤ 付近にいる者の避難
- ⑥ 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- ⑦ その他放射線障害の防止のために必要な措置等

3 国の活動

国は、事故の報告等を受けた場合、必要な体制を整え、情報収集、外部機関による支援を含む事故の現場での放射線モニタリングや傷病者への対処、関係機関間の連絡調整、外部への情報発信等を実施する。

4 消防機関の活動

事故の通報を受けた消防機関は、直ちにその旨を県（原子力安全対策課）に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施する。

5 警察機関の活動

事故の通報を受けた警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

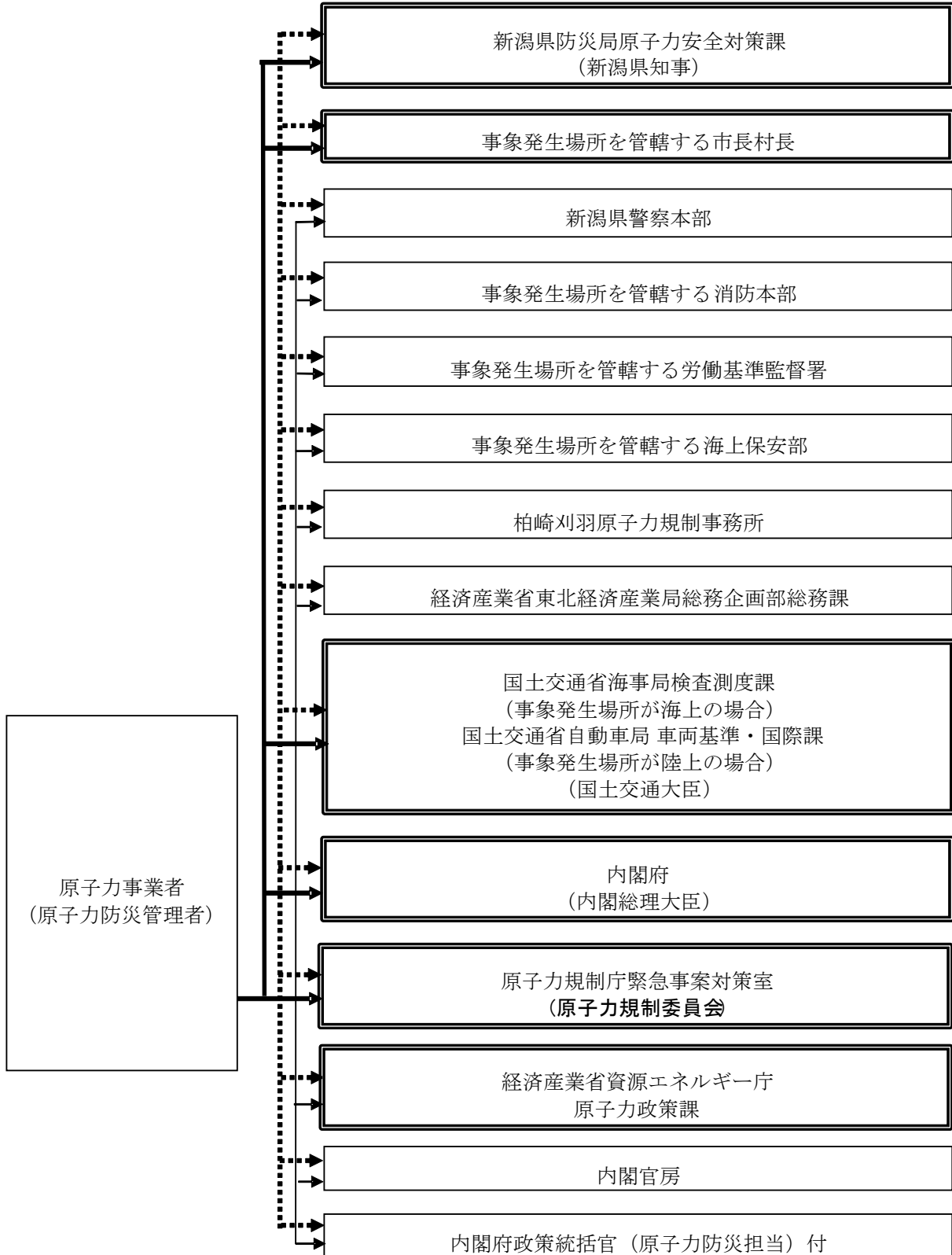
6 県の活動





県は、事故の通報を受けた場合、直ちに消防庁に即報するとともに、事故の状況の把握に努め、国の主体的な指導のもと、市町村、消防及び警察機関の協力を得て、必要に応じて事故現場周辺の住民避難等の指示を行うなど必要措置を講じる。

7 市の活動

市は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、県、消防及び警察機関と連携して、必要に応じて事故現場周辺の市民等に対し避難等の指示を行うなど、市民等の安全を確保するために必要な措置を講じる。

原災法第10条第1項に基づく通報経路
 (事業所外運搬での事象発生時)



-  : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先
-  : 電話によるファクシミリ着信の確認
-  : ファクシミリによる送信
-  : 電話等による連絡

第12節 広域避難者の受入れ

担当：総務部、健康福祉部

1 計画の方針

市は、近隣市町村と協力し、原子力災害に備えた県広域避難計画及び避難自治体があらかじめ作成した避難計画に基づき、広域避難の受入れ体制を整備する。

2 受入れ体制の支援

(1) 施設等の支援

市は、近隣市町村と協力し、県若しくは避難市町村から広域避難の要請を受けた場合は、避難市町村が原子力災害応急対策等や執務等が行える施設、設備及び人員等を必要に応じ提供し支援するものとする。

(2) 避難所運営マニュアルの整備

市は、近隣市町村と協力し、県若しくは避難市町村から広域避難の要請を受けた場合は、あらかじめ避難所運営マニュアルを整備しておくものとする。

3 緊急事態区分及び運用上の介入レベル（O I L）に基づく住民の受入れ

(1) 緊急事態区分に基づく受入れ

市は、近隣市町村と協力し、原子力発電所において全面緊急事態に至った場合は、県若しくは避難市町村と協議し、避難市町村の住民の受入れを準備するものとする。

(2) 運用上の介入レベル（O I L）に基づく受入れ

市は、国、県及び原子力事業者が実施する緊急時モニタリングの結果を受け、避難市町村に対して避難指示等が発令された場合は、県広域避難計画に基づき、近隣市町村と協力し、避難市町村の住民を受入れるものとする。

第4章 複合災害対策

第1節 複合災害時における災害対策本部の組織・運営

担当：総務部

1 計画の方針

市は、複合災害時には、災害対策基本法に基づく災害対策本部又は市の対応方針に基づく警戒本部を設置する。

なお、原子力発電所周辺外での大規模自然災害等と原子力災害が複合的に発生した場合の体制は、本節に準じる。

2 災害対策本部等の設置基準

第3章第1節2に準じる。

3 警戒本部の設置

第3章第1節3に準じる。

4 災害対策本部の設置

第3章第1節4に準じる。

第2節 複合災害時における応急対策

担当：全部署

1 計画の方針

市は、複合災害時においては、原子力災害に係る防護対策の実施に支障が生ずることが考えられるため、下記の事項について特に留意して対応する。なお、原子力発電所周辺外での大規模自然災害等と原子力災害が複合的に発生した場合の対応は本節に準ずるものとし、複合災害時の対策等についてこの章に定めるもののほかは、第3章に定めるところによる。

2 情報の収集・連絡

市は、県及び防災関係機関と協力し、専用回線、衛星回線、防災行政無線等を活用して、原子力発電所、道路、ライフライン、避難所予定施設等の被災状況及びモニタリングデータ等の必要な情報の収集及び連絡を行う。

3 市民等への情報伝達活動

(1) 発災時の広報活動

市は、大規模自然災害時の初動期においては、原子力発電所に異常がない場合においても、その旨を広報する。

(2) 伝達の徹底

市は、大規模自然災害等により情報伝達手段の機能が喪失し、広報が伝わりにくくなり、又は広報車の走行に支障をきたすことが想定される場合は、広報媒体や回数等を検討し、伝達の徹底を図る。

(3) 問い合わせ体制の強化

市は、市民等の不安解消や混乱防止のための問い合わせ窓口を増設するなど、体制を強化する。

4 屋内退避・避難等

(1) 屋内退避・避難等に係る防護活動

① 市及び県は、大規模自然災害等が発生した場合の屋内退避・避難等の防護措置について、第3章第5節を基本としたうえで、上記2で情報収集した大規模自然災害等による道路や避難施設等の被災状況に応じて適切に対応するものとし、県は、市町村及び防災関係機関から収集した避難施設や避難道路等の情報を考慮し、代替の避難施設、避難経路及び避難車両等を市に示す。

② 市及び県は、大規模自然災害等が発生した場合は、屋内退避・避難に時間を要するなど、屋内退避・避難の困難性が増すことが予想されるため、予防的措置としての屋内退避・避難や安定ヨウ素剤の服用等を初期段階で検討する。

(2) 避難誘導時の配慮

① 市は、大規模自然災害等による家屋の倒壊や転倒による事故等の危険性が想定される場合は、避難誘導にあたり十分注意する。

② 市は、大規模自然災害等による広域応援者の避難誘導に際しては、自主防災組織、消防団、県警察及び防災行政機関等の協力を得ながら、避難等が確実に行われるよう対応する。

(3) 避難所等の運営等

① 市は、大規模自然災害等による市指定避難所の被害が想定される場合は、その状況を迅速に把握し、県災害対策本部に報告する。

② 市は、県及び防災関係機関と協力し、屋内退避・避難の長期化等により生じる物資の確保、衛生環境の維持、愛玩動物の保護場所の確保及びこころのケア等の問題について、対策を実施する。

③ 市は、県と協力し、避難所等において情報を的確に市民等に伝達する。

④ 市は、避難所等における混乱を防ぎ指示の徹底を図るため、大規模自然災害等の避難所と原子力災害の避難所を可能な限り別々に設置する。

5 原子力災害医療

(1) 救護所の協力

市は、複合災害時の救護所運営等の実施にあたり混乱が生じないよう県に協力する。

(2) 安定ヨウ素剤の配布

市は、道路や運送手段の被災状況を勘案し、県が作成する安定ヨウ素剤の配布・服用計画に基づき、安定ヨウ素剤を配布する。

6 緊急輸送活動

(1) 代替輸送路及び輸送手段の確保

市は、大規模自然災害等による道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定されるときは、県及び指定地方行政機関と協力し、輸送路となりうる道路の通行の状況等について迅速に情報を収集するとともに、必要に応じて代替輸送路及び輸送手段を確保する。

(2) 車両の確保及び待機

市及び県は、大規模自然災害等によるバス等を保有する機関の被災が想定されるときは、その状況を迅速に把握するとともに、県は、災害の規模や放射性物質の拡散状況を勘案し、海上輸送やヘリ輸送等も含めた搬送手段の調整を行う。

また、市及び県は、事態の進展に備えて臨機応変に対応できるよう、輸送車両等を確保し、待機させるなどの対応を行う。

7 救助・救急及び消火活動

市及び県は、大規模自然災害等の被災によって救助・救急及び消火活動にあたる要員や資機材が不足する場合は、広域的な応援を要請する。

なお、要請先に対し、原子力発電所、屋内退避・避難等の防護対策及び放射性物質の状況について情報を提供する。

第5章 災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

担当：全部署

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国の現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第3節 放射性物質による汚染の除去等

担当：市民生活部

市は、復旧・復興に遅れが生じないように、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関と協力して、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第4節 各種制限措置の解除

担当：総務部、市民生活部、産業振興部

市は、県と連携を図り、環境放射線モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置を解除するとともに、解除の実施状況を確認する。

第5節 環境放射線モニタリングの実施協力と結果の公表

担当：市民生活部

市は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括のもと県、関係機関及び原子力事業者が行う復旧に向けた環境放射線モニタリングに協力するとともに、その結果の公表についても協力する。

第6節 災害記録の作成

担当：企画財政部

1 市民等の記録

市は、県の協力を得て、避難等の措置をとった市民等が災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

2 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置等を記録し、保存する。

第7節 被災者の生活再建等の支援

担当：全部署

1 被災者の生活再建支援

市は、国、県及び関係団体等と連携し、被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケアなど生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。

2 相談窓口の設置

市は、国、県及び県内各市町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置などの情報を広く被災者に広報し、できる限り総合的な相談窓口を設置するとともに、被災者に対し必要な支援、サービスを提供する。

3 復興基金の設立等

市は、県が実施する被災者の救済、自立支援や被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるため特に必要があるときは、災害復興基金の設立等に協力する。

4 心身の健康相談体制の整備

原子力災害においては、市民等に、避難等に伴う環境の変化による精神的負担に加え、放射性物質による被ばくや汚染に対する不安を与える可能性があることから、市は、国、県、日本赤十字社新潟県支部及び医師会とともに、不安軽減のための適切な情報を提供し、心身の健康の保持・増進を図るため、要配慮者にも十分配慮した、心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備し、実施する。

第8節 被災中小企業等に対する支援

担当：産業振興部

1 風評被害等の影響の軽減

市は、国、県及び防災関係機関をはじめ、経済団体や農林水産業団体等の関係機関と連携し、原子力災害による風評被害の未然防止又はその影響を軽減するために、市内外及び県内外に向けて放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、農林水産業や地場産業の商品の適正な流通の確保、観光客の誘致等のための取組みを実施する。

2 被災中小企業及び農林水産業者等に対する支援

市は、国及び県と連携して中小企業等の被災状況を確認し、支援方針を定め、必要に応じて、施設設備の復旧資金、運転資金の貸付及び税の軽減などの支援措置を行う。

また、市は、被災中小企業及び農林水産業者等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

燕市地域防災計画

[原子力災害対策編]

作成日:平成25年 3月30日 作成

施行日:平成25年 4月 1日 施行

修正日:平成29年 2月22日 修正

修正日:令和 4年 3月 7日 修正

修正日:令和 6年 3月 4日 修正

監修:燕市防災会議

発行者:燕市総務部防災課

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田1934番地

TEL 0256-92-1111 FAX 0256-92-2112

E-mail tbm-bousai@city.tsubame.lg.jp